

三沢市地域福祉計画

第3期(2019～2023年度)



2019年3月

三 沢 市

■はじめに



急速な少子高齢化の進行や人口減少、家族の形態の変化等を背景として、地域における住民のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境が変わりつつあります。

また、2025年の超高齢化時代の到来を間近に控え、保険・医療・福祉体制等、高齢者の生活機能の確保と必要なサービスの総合的な提供など、求められている課題も大きくなっております。

当市では、このような動向に的確に対応していくため、「年齢、障害、性別などに関わらず、市民の誰もが安心して、自分らしい暮らしを実現できる創造性のある共生社会」を目指し、その基本的な指針となる「第3期三沢市地域福祉計画」の策定をいたしました。

策定にあたりましては、当市の上位計画であります「未来へつなぐ 心安らぐ 国際文化都市」の基本理念を踏まえつつ、社会の情勢を見据えた事業を盛り込み、共に支え合う地域社会の実現に向けて、各福祉分野の共通事項を含めた総合的な計画として構成いたしました。

本計画の推進に向けて、地域住民、事業者、行政それぞれが地域福祉の担い手であることを認識し、その役割を果たすとともに、互いに連携協働し、各種施策・事業が推進されるように取り組んで参りたいと考えております。

本計画の策定にあたり、アンケートやパブリックコメントを通じ、市民の皆様から多くの貴重な御意見、御提言をいただきましたことを深く感謝申し上げます。



平成31年（2019年）3月
三沢市長 種市 一正

目 次

第1章 計画の概要

- 1. 計画策定の目的 . . . 1
- 2. 計画の位置づけ . . . 1
- 3. 計画の期間 . . . 3

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1. 地域福祉を取り巻く環境 . . . 4
- 2. 三沢市の現状 . . . 6
- 3. 地域福祉の課題（アンケート調査結果の分析） . . . 13

第3章 基本理念と基本目標

- 1. 基本理念 . . . 23
- 2. 基本目標 . . . 24
- 3. 計画の施策体系 . . . 25

第4章 推進施策

- 基本目標1
地域福祉の連携と推進 . . . 26
- 基本目標2
個人が尊重され誰もが公平にサービスを受けられる体制づくり . . . 31
- 基本目標3
共に支え合う福祉の地域づくり . . . 36
- 基本目標4
福祉の心づくりと人材育成 . . . 41

第5章 計画推進のための方策

- 1. 計画推進のための体制 . . . 44
- 2. 計画の周知と進捗状況の管理 . . . 44
- 3. 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担 . . . 45

資料編

- アンケート調査結果 . . . 47
- 「第3期三沢市地域福祉計画」策定連絡調整会議設置要綱 . . . 51

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間

1 計画策定の目的

急速な少子化・高齢化の進行と人口減少の社会への移行、核家族化、単身世帯の増加等家族形態の変化、地域の福祉力の脆弱化等、地域社会や家族を取り巻く環境は大きく変化しています。また、被保護世帯の増加、自殺、児童や高齢者・障害者に対する虐待等、地域住民の抱える課題が多様化・複雑化し、複合的な課題を有する相談が増えてきており、このような支援を必要とする世帯の課題を丸ごと受け止め、包括的に支えていくことが求められています。

第3期三沢市地域福祉計画は、このような状況に適切に対応し、すべての市民が住み慣れた地域で、安心して生活できる社会の実現に向けた指針として策定するものです。

2 計画の位置づけ

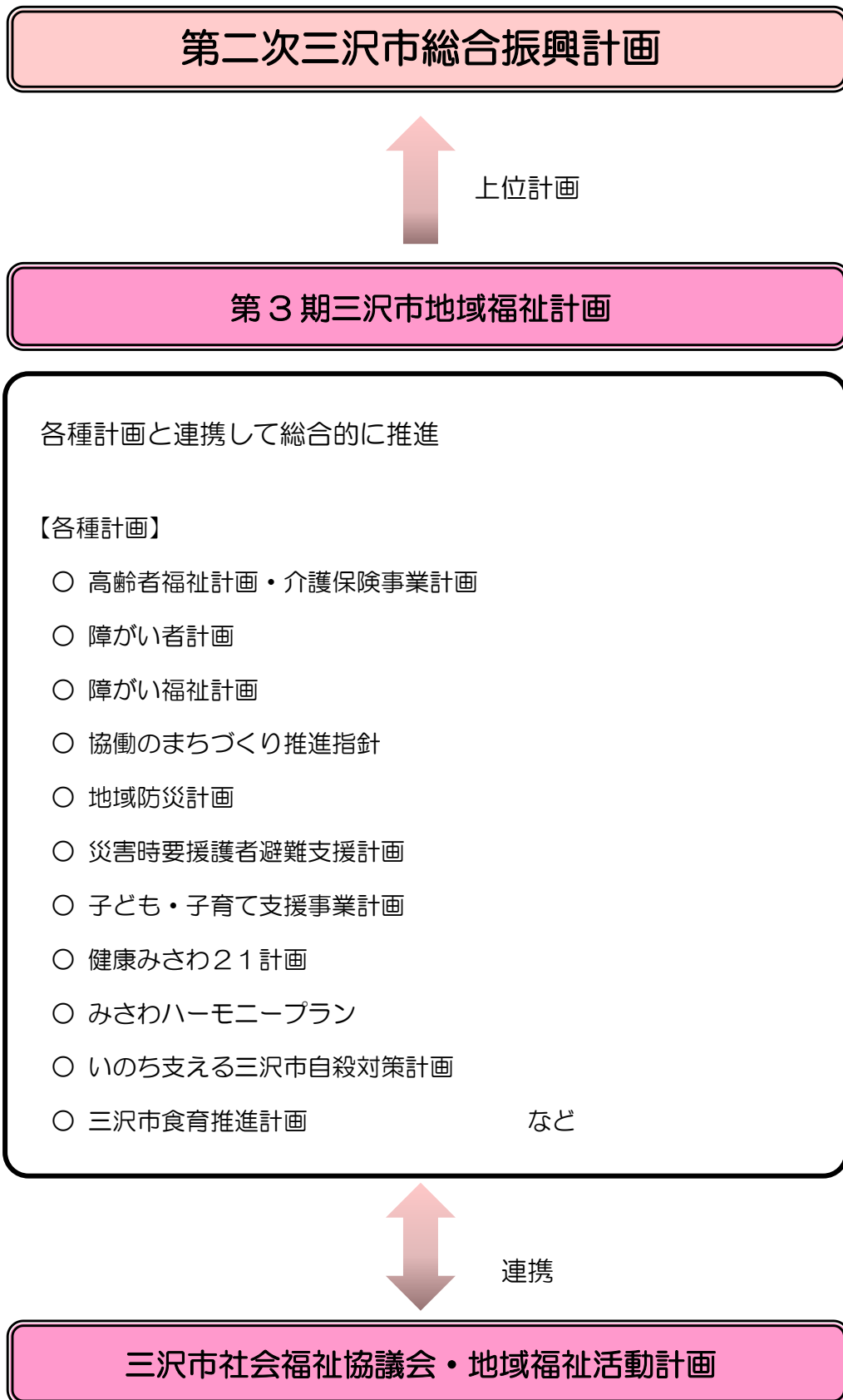
この計画は、社会福祉法第107条に基づき、当市の健康福祉分野における各種計画を包括した総合計画であり、「第二次三沢市総合振興計画」との整合性を図りながら、計画を推進します。

また、各種計画と本計画の対象分野が重なる部分については、他の計画の全部又は一部をもって、地域福祉計画の一部とみなします。

さらには、三沢市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と連携を図ります。



【計画の位置づけイメージ図】



3 計画の期間

この計画の期間は、2019年4月から2024年3月までの5ヶ年とします。

なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

- 1 地域福祉を取り巻く環境
- 2 三沢市の現状
- 3 地域福祉の課題（アンケート調査結果の分析）

1 地域福祉を取り巻く環境

(1)人口減少と少子高齢化の進展

我が国の総人口は、平成 22 年（2010 年）の 1 億 2,806 万人から長期の人口減少期過程に入り、50 年後の 2060 年には 8,674 万人になることが見込まれています。

また、高齢化が他の先進諸国に例を見ないスピードで進んでおり、65 歳以上の人口が 2010 年には 23.0%に達し、2060 年には、2.5 人に 1 人は 65 歳以上となる見込みです。

このように、我が国の人口減少や少子高齢化は急速に進んでおり、それは当市においても同様の傾向を示しています。最近では、一世帯あたりの家族数が減少し、3 世代が同居する世帯も珍しくなってきました。

これらの影響もあり、家族や地域における相互扶助の機能が低下し、地域住民のつながりも希薄化してきています。

今後さらに人口減少が進んだ場合、地方における生活基盤の維持が困難になるなど、社会経済に様々な影響を及ぼすことが懸念されています。

(2) 新たな地域課題の顕在化

人口減少や少子高齢化による社会環境の変化に加え、高齢者の孤独死、児童・高齢者等への虐待、配偶者等への暴力（DV）、子育て家庭の孤立化など、新たな地域課題が顕在化しています。

これらの課題は、原因や背景が多様であり、その未然防止と早期発見・早期対策は、地域住民同士による見守りや支え合いのほか、住民と行政との連携による地域福祉の推進が必要です。

(3) 社会福祉制度の変革

平成 12 年（2000 年）社会福祉事業の実施の為の規制が主な目的であった「社会福祉事業法」が大幅に改正され、利用者本位の社会福祉制度を規定する「社会福祉法」として生まれ変わり、「地域福祉の推進」が基本理念のひとつとして明確に掲げられました。

その後、高齢者や障害者等に対する虐待を防止する法律や、子どもの貧困対策の推進に関する法律などが制定され、新たな地域課題に対する法の整備が進みました。

また、平成 27 年度（2015 年）には、介護保険制度や子ども・子育て支援に関する制度が大きく変わったほか、生活困窮者に対する支援制度も開始されるなど、社会福祉制度は変革の時期を迎えています。

(4) 地域活動の活発化

地域住民の相互扶助機能の低下や、つながりの希薄化が進むなかで、公的サービスでは十分対応できない「制度の狭間」へのきめ細やかな対応を行うため、ボランティアや社会福祉法人等の役割が増大しています。

町内会などの地縁的な活動のほかに、東日本大震災のような災害時においても地域の支援活動の担い手として重要な役割を果たしてきました。

また、在宅介護支援センターや民生委員の活動などにより、高齢者等の状況を身近な地域で把握し、相談や支援に対応できる体制が整ってきています。

また、地域住民と行政が適切な役割分担を元に協力し合う「協働のまちづくり」の実践により、地域特性を活かした住民主体の地域社会の実現を目指しています。

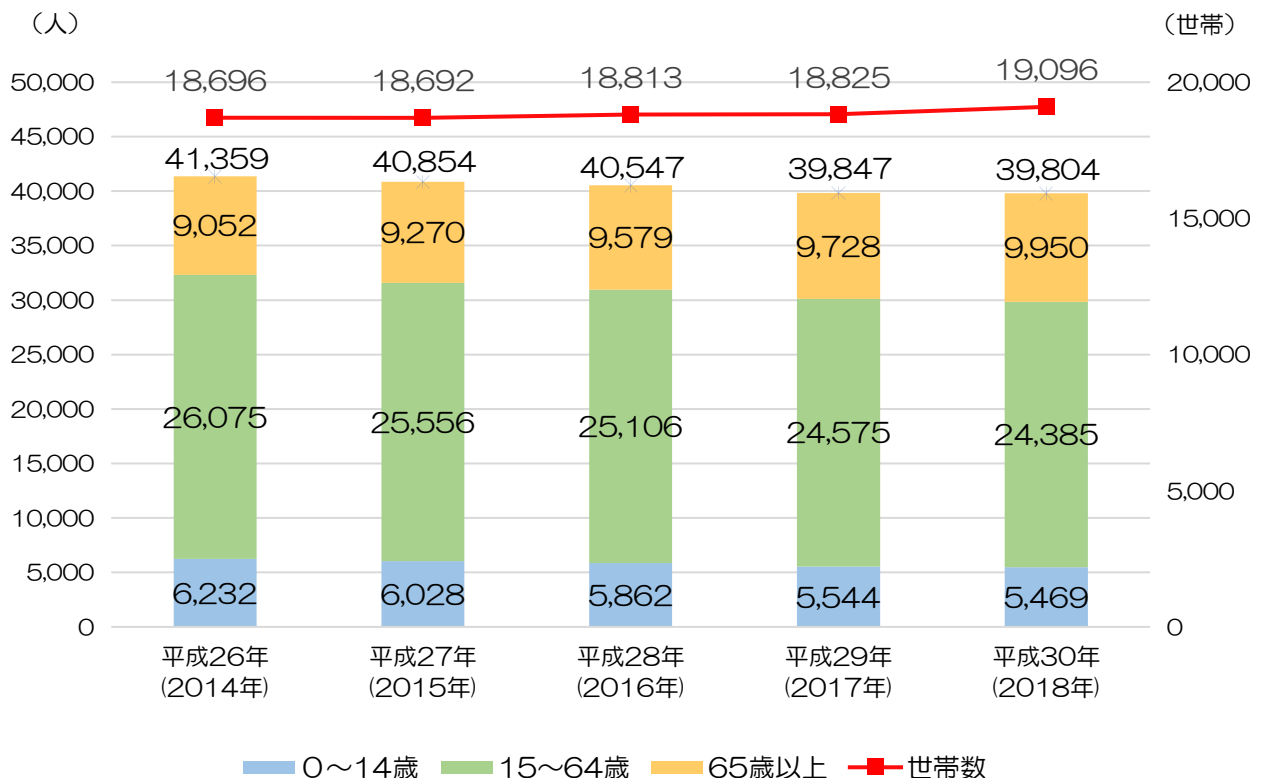
2 三沢市の現状

総人口は減少傾向にあり、平成26年の41,359人から平成30年の39,804人と、4年間で1,555人減少しています。

人口3区分で見ると、64歳以下は減少しているのに対し、65歳以上の高齢者は急激に増加しており、少子高齢化の急速な進行がうかがえます。

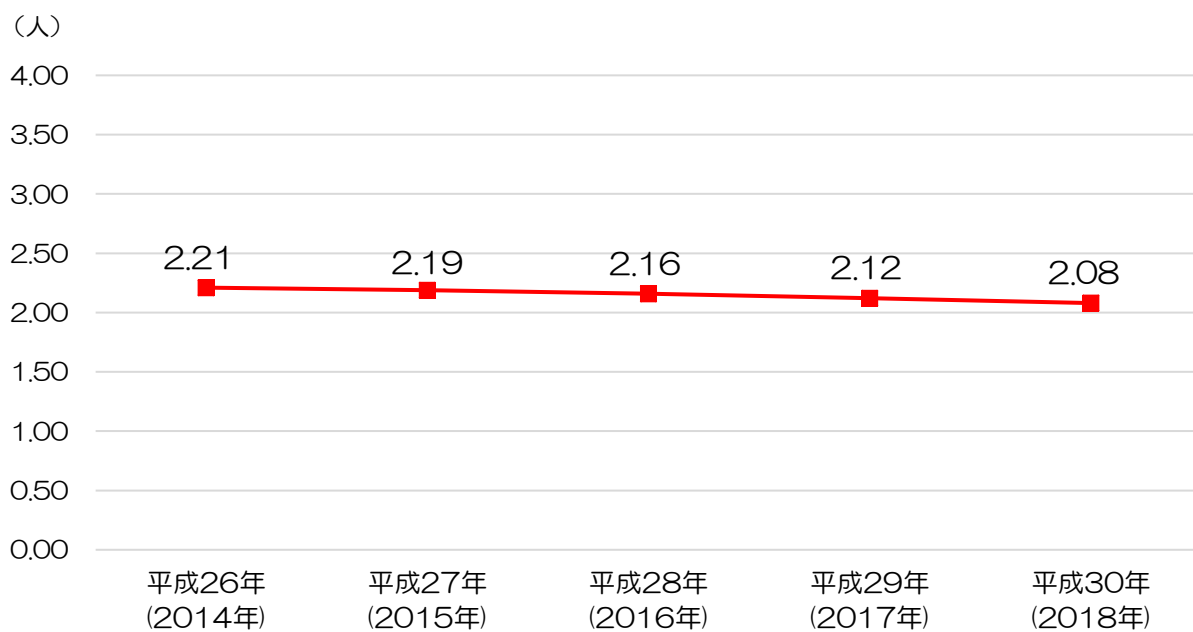
世帯数は平成26年では18,696世帯、平成30年では19,096世帯と増加の傾向にありますが、1世帯あたりの人員は減少し続けており、平成26年では1世帯あたり2.21人であるのに対し、平成30年では1世帯あたり2.08人となっています。

(1) 総人口・世帯数の推移（各年3月31日現在）



資料：市民課

(2) 一世帯あたりの人員の推移（各年3月31日現在）



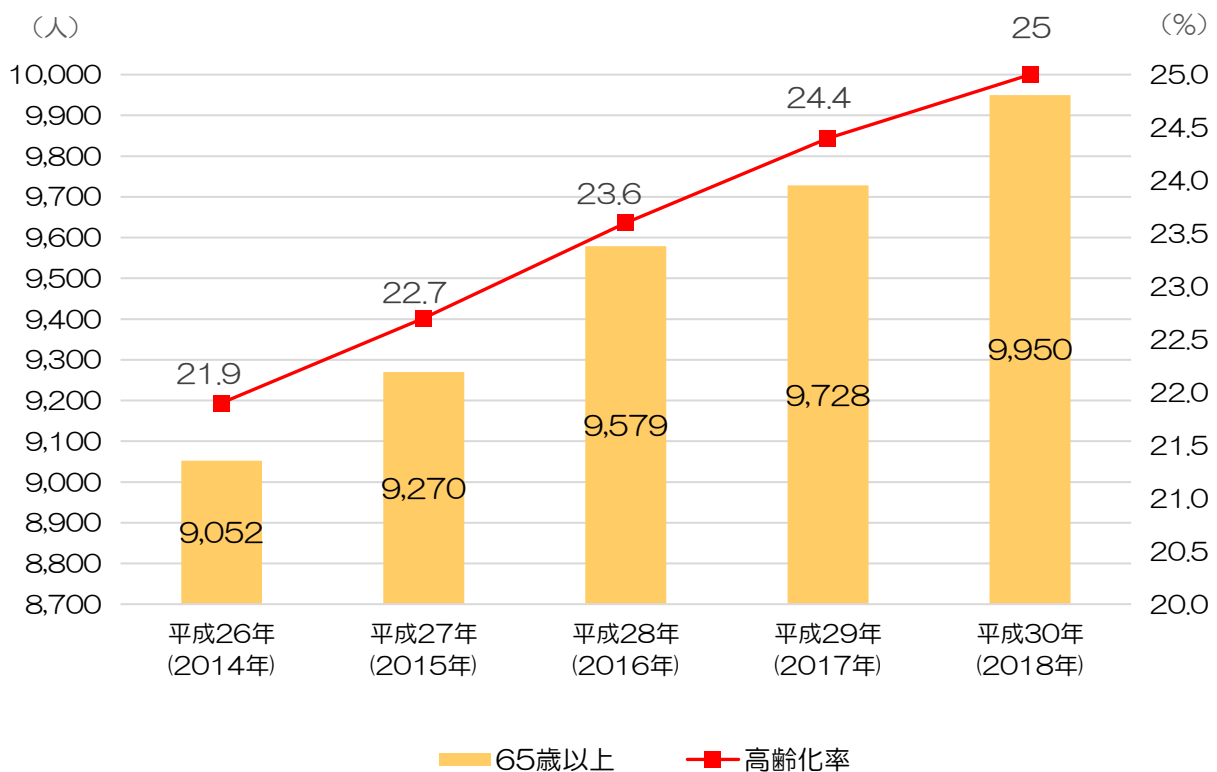
資料：市民課



(3) 65歳以上人口の推移（各年3月31日現在）

65歳以上の高齢者は平成26年の9,052人から平成30年の9,950人と4年間で著しく増加しており、これは平成26年に比べると、約10%の増となっております。

平成26年の総人口に対する高齢者率21.9%に対し、平成30年は25%となり、総人口の4人に1人が65歳以上という超高齢社会となります。



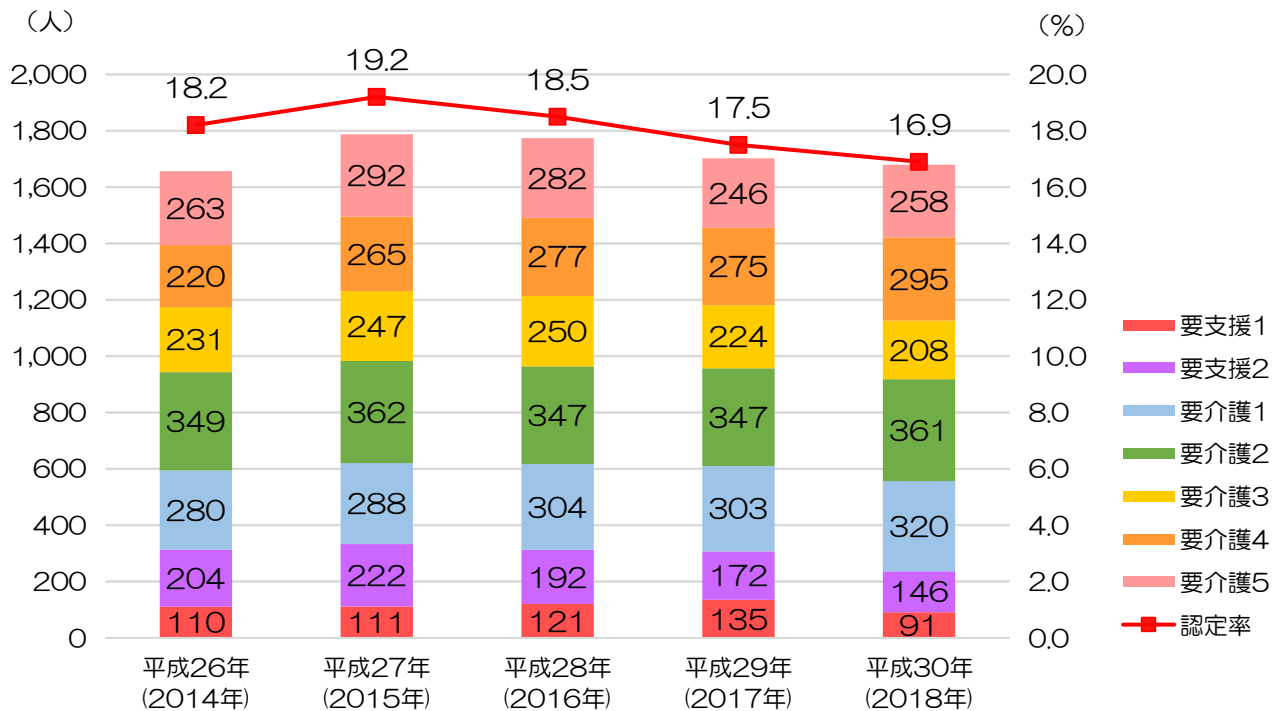
資料：市民課



（４）要介護認定者の推移（各年3月31日現在）

要介護認定者数は、増加し続けていましたが、平成28年では減少に転じています。介護度別に見ると、「要介護2」の認定者が多く、全体の約20%となり、次いで「要介護1」の認定者数となっています。

また、要介護認定率については、平成27年時点で19.2%まで上昇し続けていましたが、平成28年以降減少に転じています。



資料：介護福祉課

【要支援・要介護認定の区分】

要介護状態区分	心身の状態（例）
要支援1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。
要支援2	基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要。
要介護1	立ち上がりや歩行が、不安定。排せつ、入浴などに一部介助が必要。
要介護2	立ち上がりや歩行などが自力では困難。排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要。
要介護3	立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排せつ、入浴、衣服の着脱などで、全体の介助が必要。
要介護4	排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要。
要介護5	意思の伝達が困難。生活全般についての全面的介助が必要。

(5) 障害者各種手帳所持者の推移（各年3月31日現在）

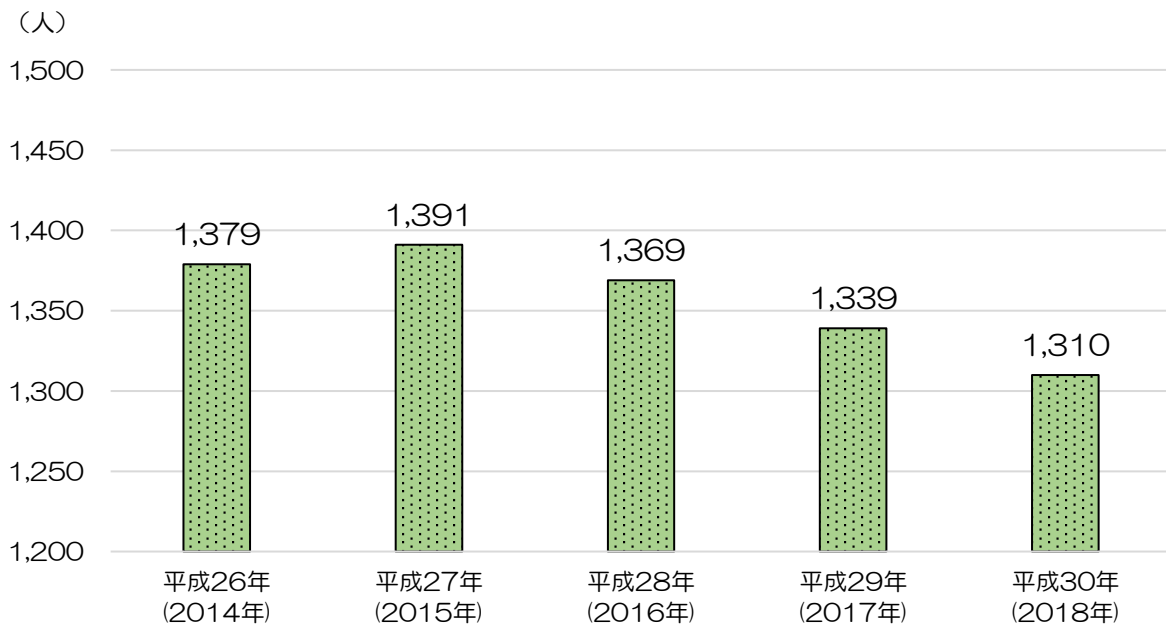
障害者の人数を手帳交付者数で見ると平成27年の1,914人をピークに減少しているものの、直近の3年間は1,850人前後を推移しています。

手帳の種類別で見ると、身体障害者手帳の所持者は平成27年の1,391人をピークに減少しており平成30年時点では1,310人となっています。

愛護（療育）手帳所持者は、平成26年から平成28年までは減少していましたが、平成29年からは増加傾向にあります。

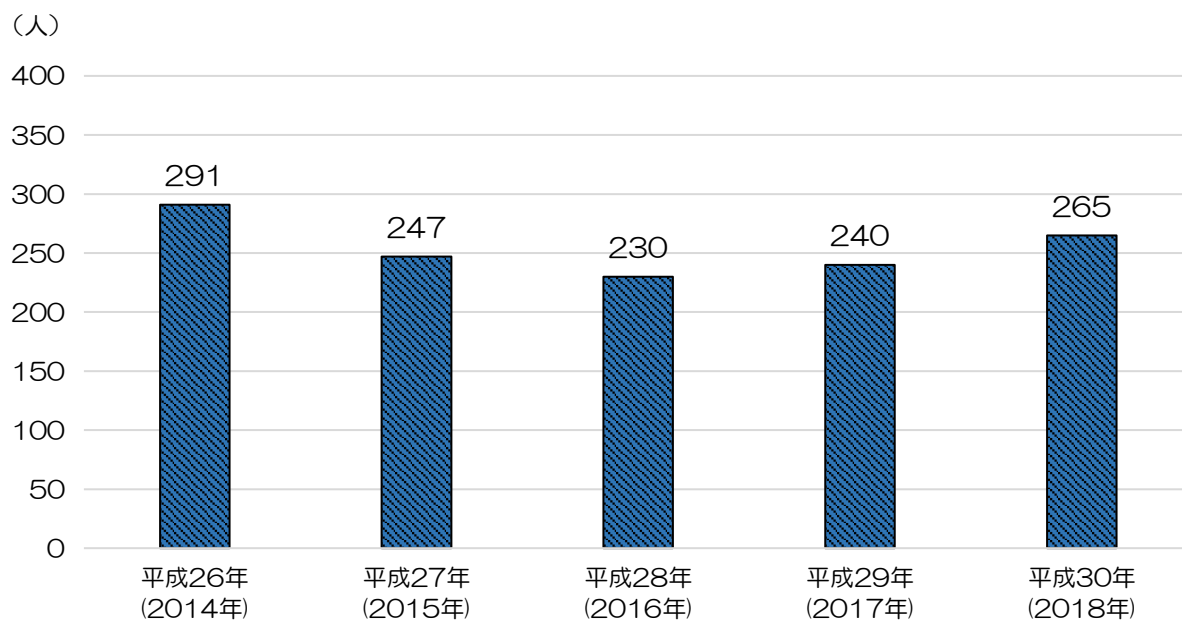
精神障害者保健福祉手帳所持者も、平成27年以降、経年で増加しており、平成30年は平成27年に比べて44人多い280人となっています。

〈身体障害者手帳所持者の推移〉



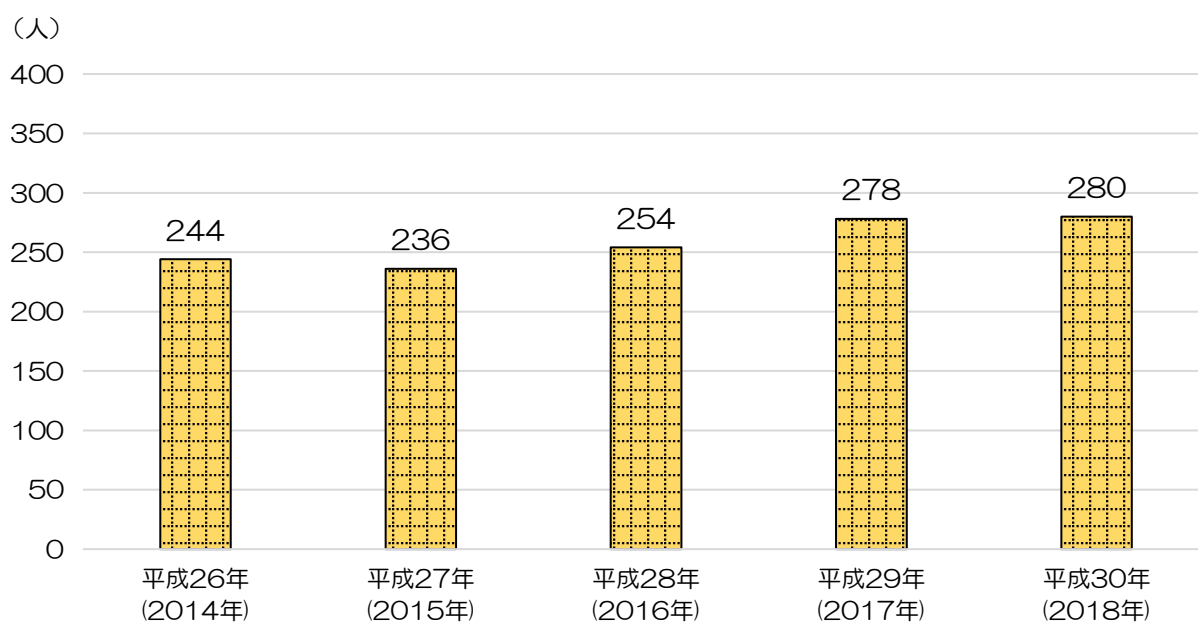
資料：家庭福祉課

〈愛護手帳（知的障害者）所持数の推移〉



資料：家庭福祉課

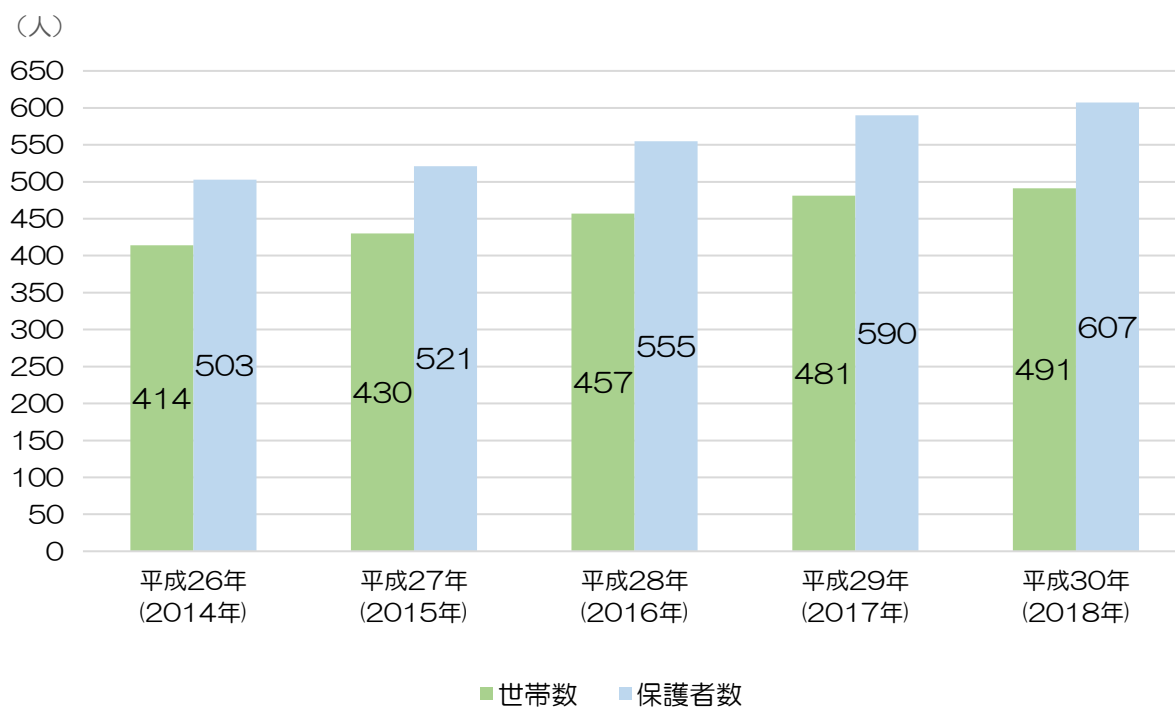
〈精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移〉



資料：家庭福祉課

(6) 生活保護世帯数と保護者数の推移（各年3月31日現在）

生活保護世帯数は平成26年の414世帯から平成30年の491世帯と5年間で77世帯増加し、保護者数も503人から607人と104人増加しています。



資料：生活福祉課



3 地域福祉の課題（アンケート調査結果の分析）

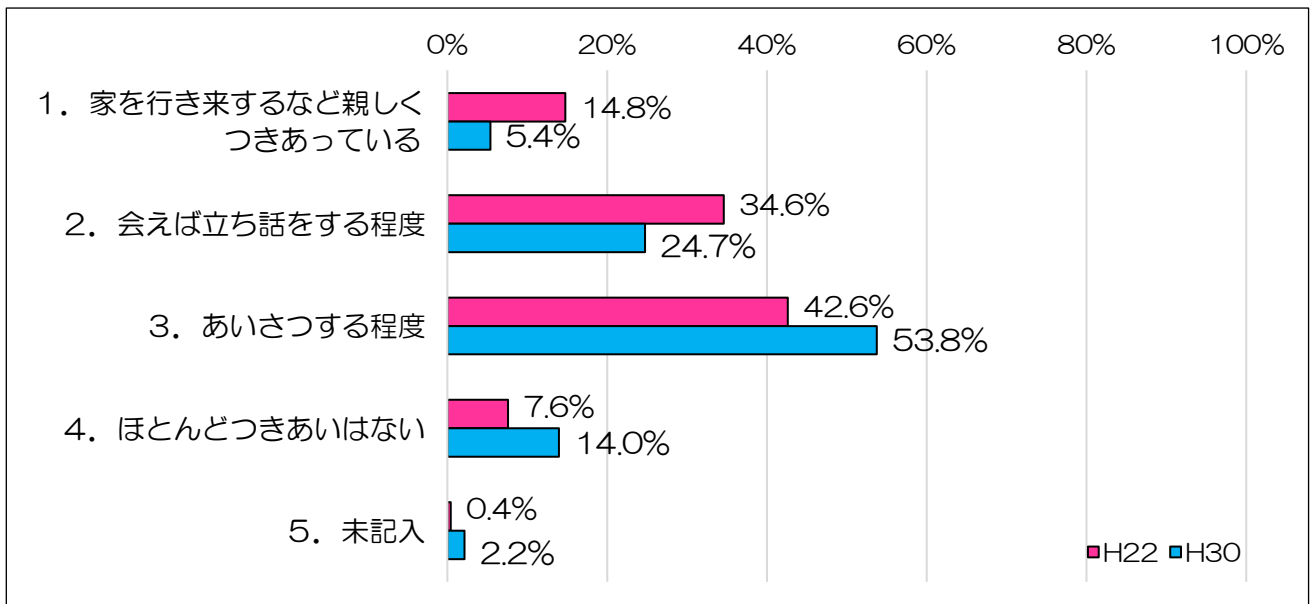
計画の策定にあたり、市民の皆様の福祉に対する意識、地域活動への参加状況など地域福祉の実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

以下は、その調査結果から、平成 24 年度策定の第 1 期三沢市地域福祉計画に係る前回調査（平成 22 年度実施）の結果と比較する形で、地域福祉の課題を分析したものです。

実施年度	平成 22 年度（2010 年）	平成 30 年度（2018 年）
アンケート方法	住民基本台帳から無作為抽出 1,000 名郵送	市内在住の市政モニター 329 名
回答者数	472 名	186 名
回答率	47.2%	56.5%

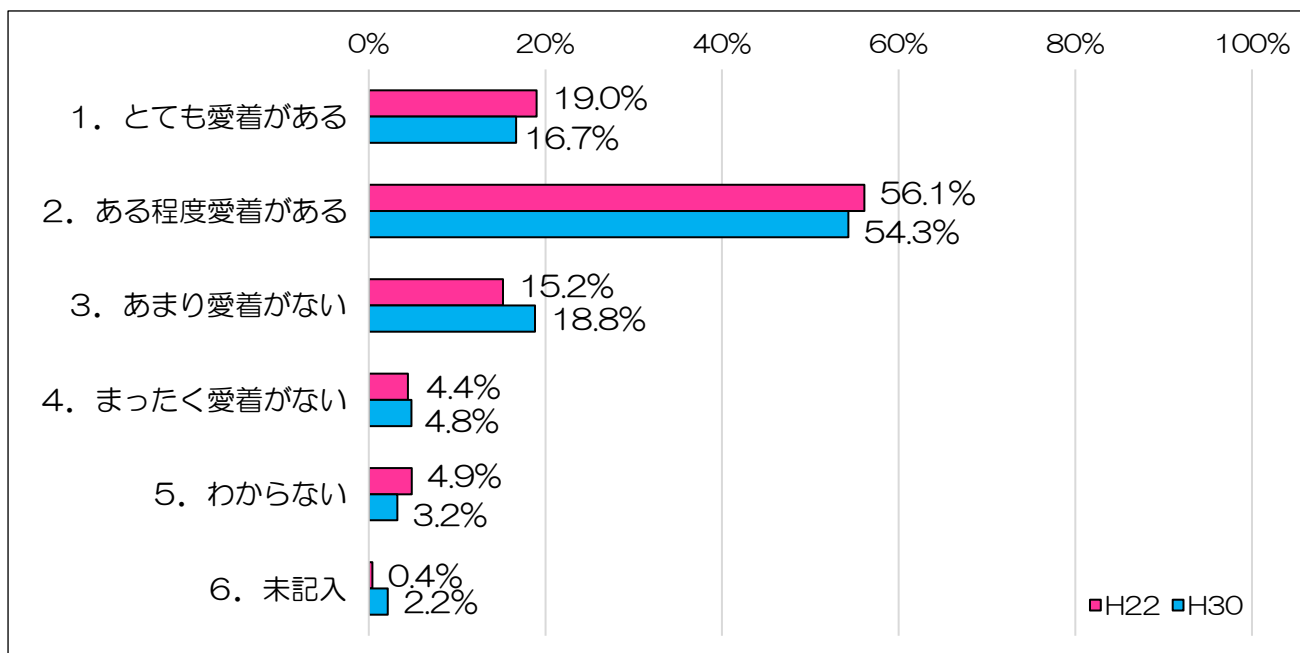
地域との関わりについて

問 1. あなたはふだん近所の方とどの程度のおつきあいをしていますか？（1 つに○）



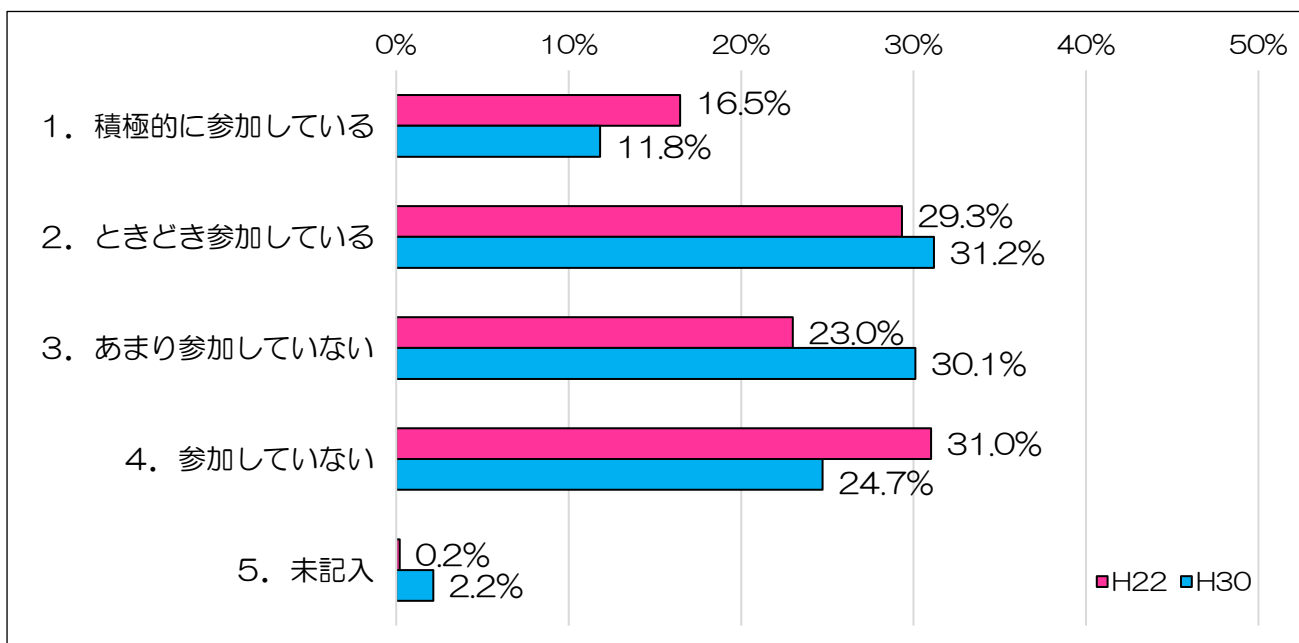
近所の方とのおつきあいは「顔を合わせたら挨拶をする程度」が半数を占め、次に「会えば立ち話をする程度」がこれに続く結果となっています。

問2. あなたは、お住まいの地域に愛着をお持ちですか？



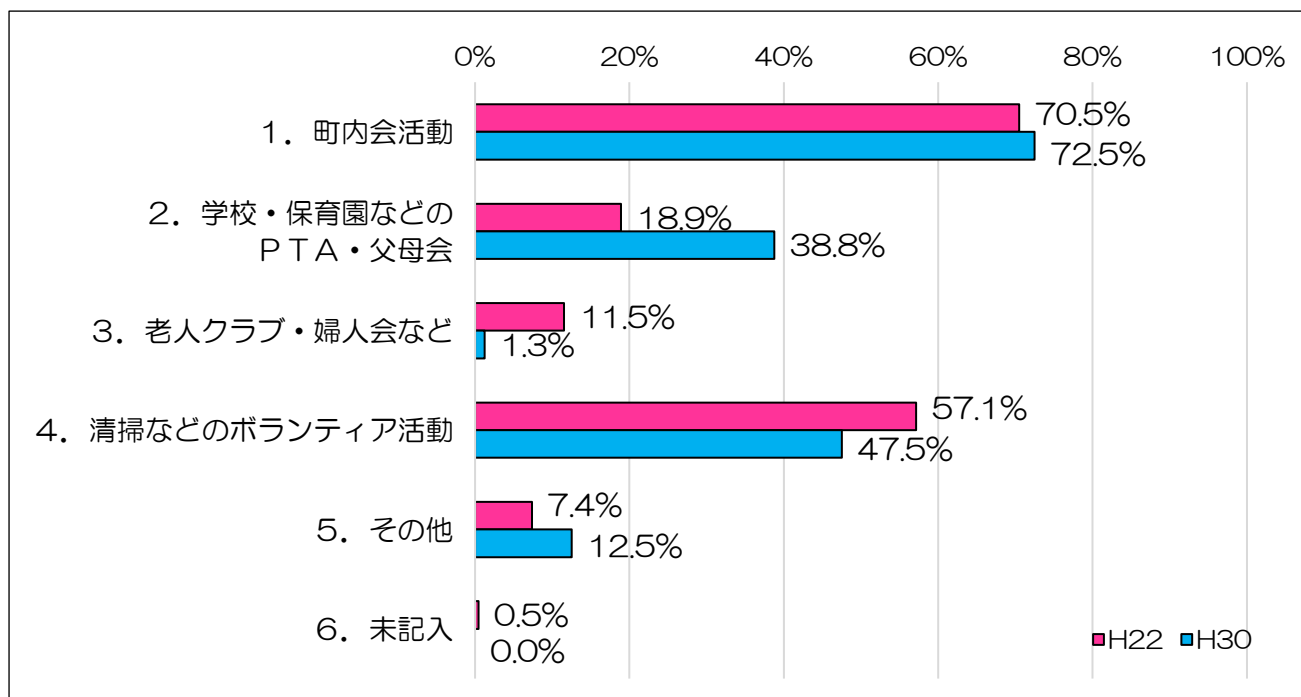
自分が住んでいる地域に対して「ある程度愛着がある」と回答した方が5割以上となっており、「とても愛着がある」という回答と合わせると7割以上の方が地域に愛着を感じていることがわかります。

問3. あなたは、地域の行事、地域活動にどの程度参加していますか？



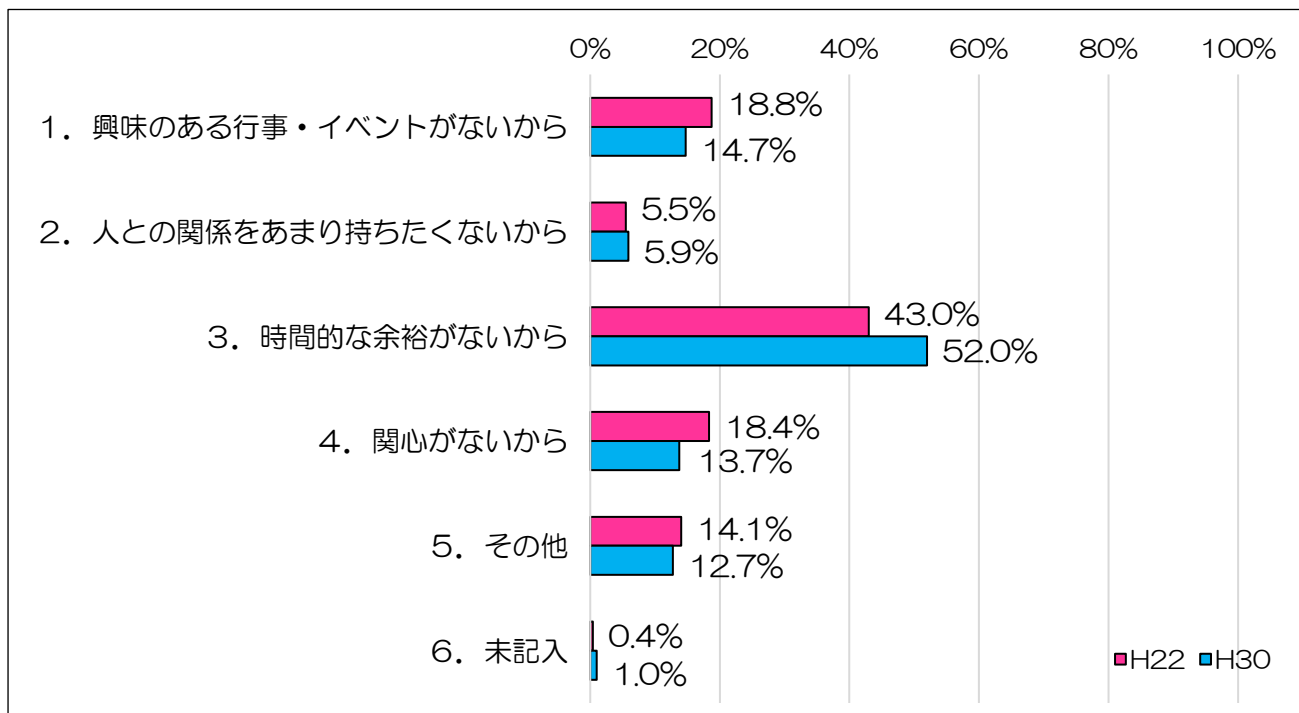
「積極的に参加している」と「ときどき参加している」と答えた方は全体の半数に届かず、また、平成22年に比べても減少傾向にあり、地域の行事や活動への参加状況は低い結果となっています。

問3-1. 問3で「1. 積極的に参加している。2. ときどき参加している。」を選んだ方にお伺いします。それはどのような活動ですか。(あてはまるものすべてに○)



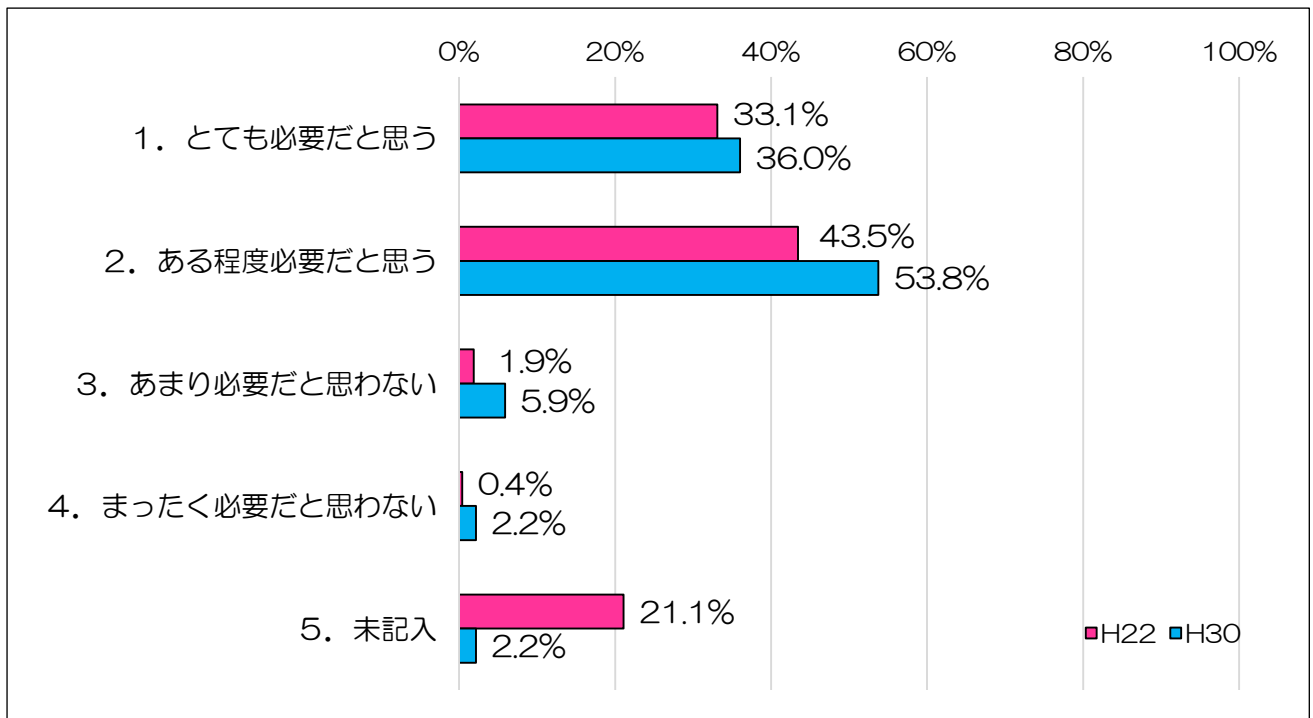
参加している活動は平成22年、平成30年とも「町内会活動」が多くを占めています。

問3-2. 問3で「3. あまり参加していない。4. 参加していない。」を選んだ方にお伺いします。参加されない理由を教えてください。(1つに○)



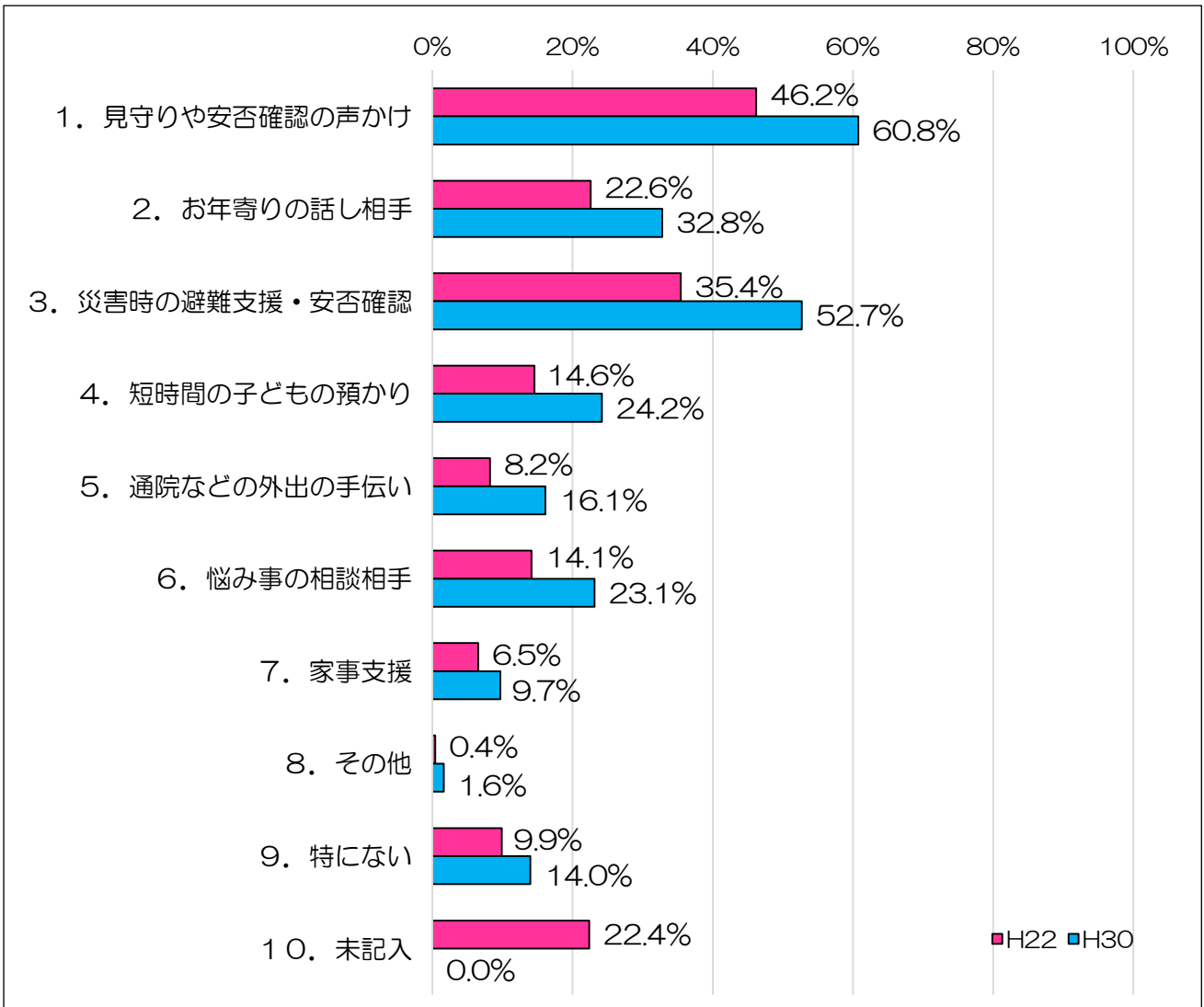
参加しない理由は「時間的な余裕がないから」が半数を占めています。

問4. あなたは、地域の福祉課題（障害者・高齢者の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、住民同士の自主的な支え合い、助け合いの必要性についてどう思いますか。（1つに〇）



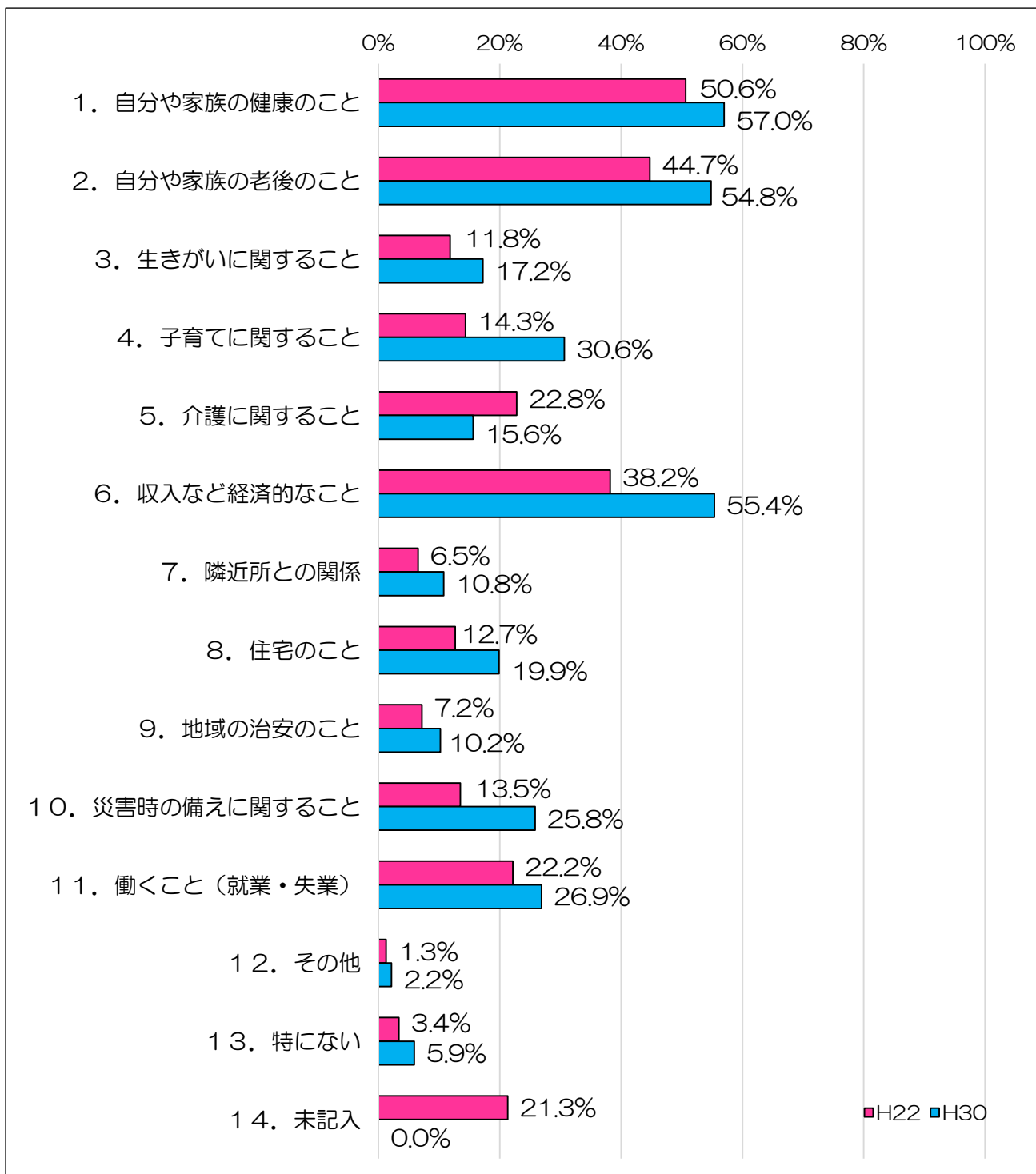
平成30年では「とても必要だと思う」「ある程度必要だと思う」を合わせて約9割と高い割合となっており、住民同士の自主的な支え合い、助け合いが必要であると考えている方が多く見られます。また、平成22年と比較してもその必要性の意識は高くなっています。

問5. 地域に介護や子育てで困っている家庭があった場合、あなたはどのような手助けができますか。（あてはまるものすべてに○）



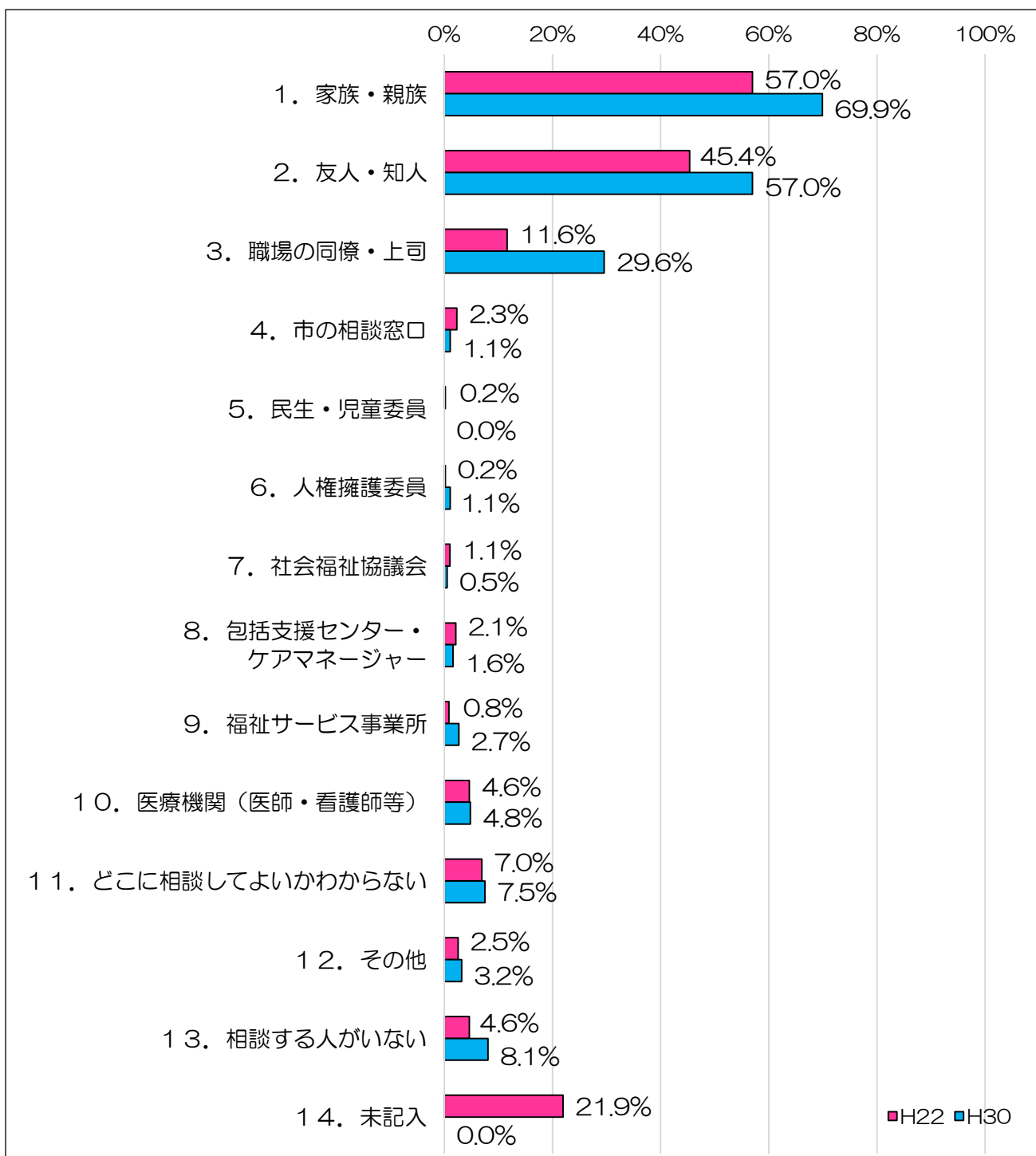
両年とも「見守りや安否確認の声掛け」が最も割合が高く、次いで「災害時の避難支援・安否確認」となっており、安全面の手助けが重要視されています。

問6. あなたは、日々の生活でどのようなことに悩みや不安を感じていますか。
 (あてはまるものすべてに○)



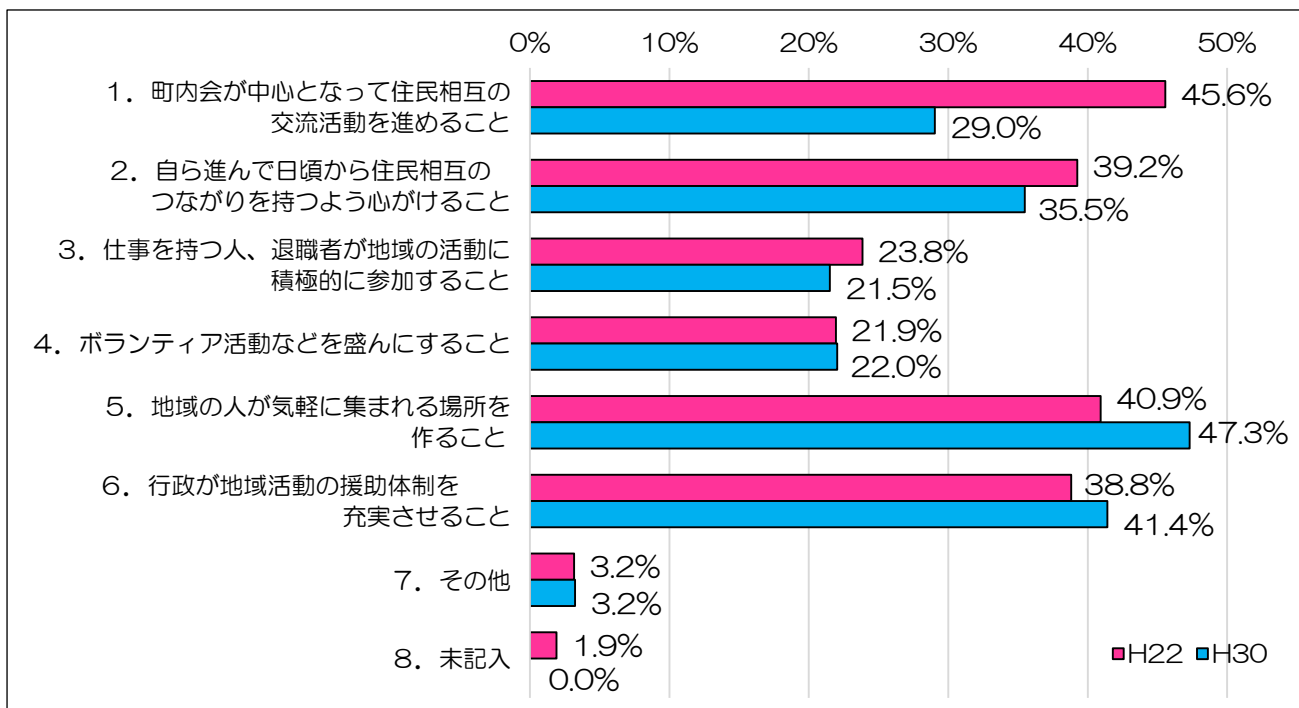
両年とも「健康のこと」、「老後のこと」、「経済的なこと」の悩みや不安が高い割合となっています。

問7. 悩みや不安について、誰に、もしくはどこに相談していますか。（〇は3つまで）



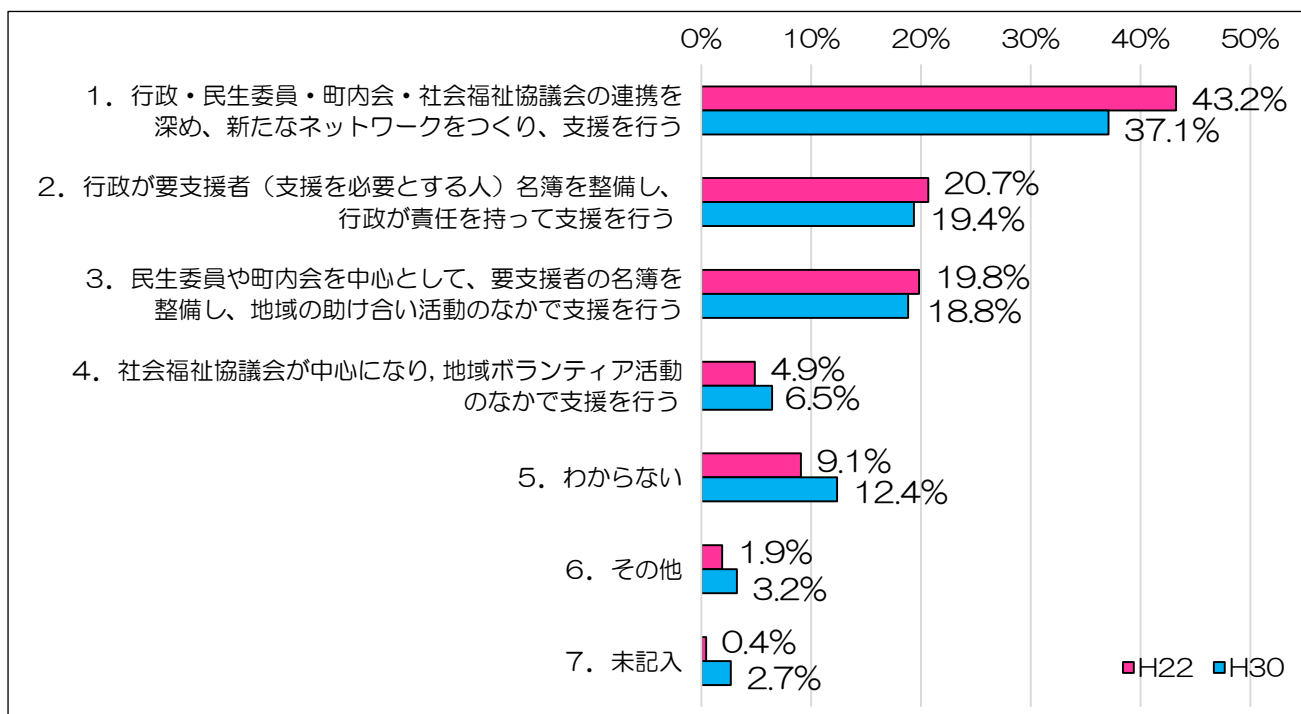
両年とも「家族・親族」「友人・知人」など、身近な親しい人に相談していることが圧倒的に多いことがわかります。

問8. 住民同士がともに支えあう地域づくりを進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



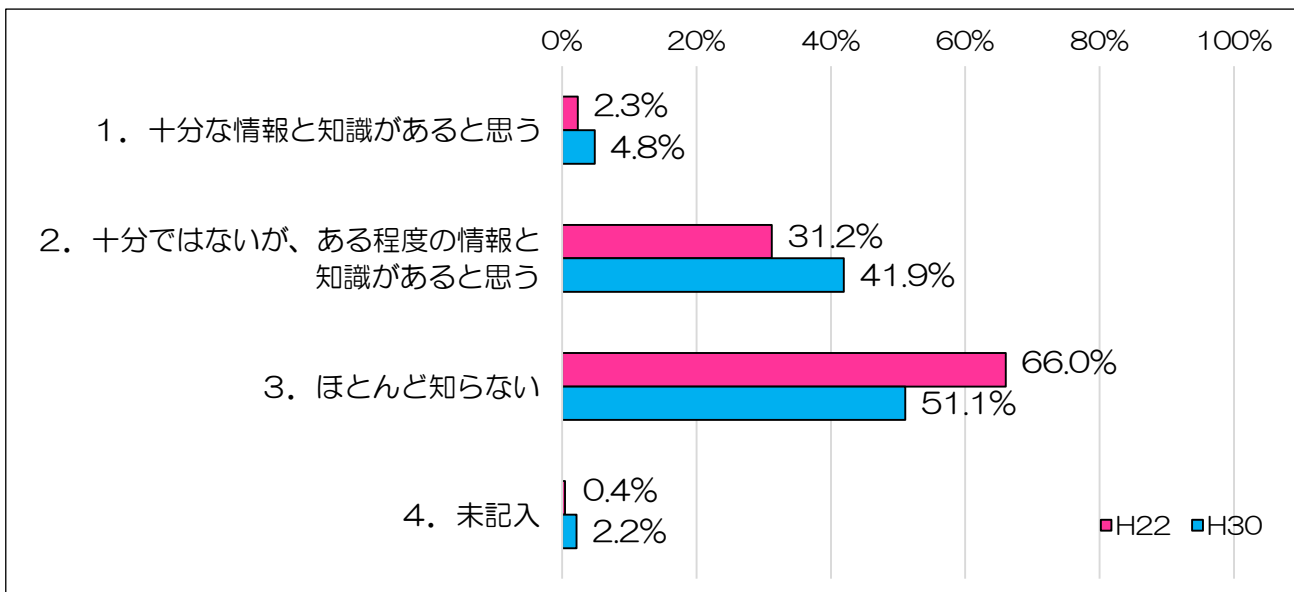
両年とも「町内会・地域・住民同士・行政」など、広く支え合うことが求められています。

問9. 災害時や緊急時において、障害者や一人暮らしの高齢者に対して支援を行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（1つに○）



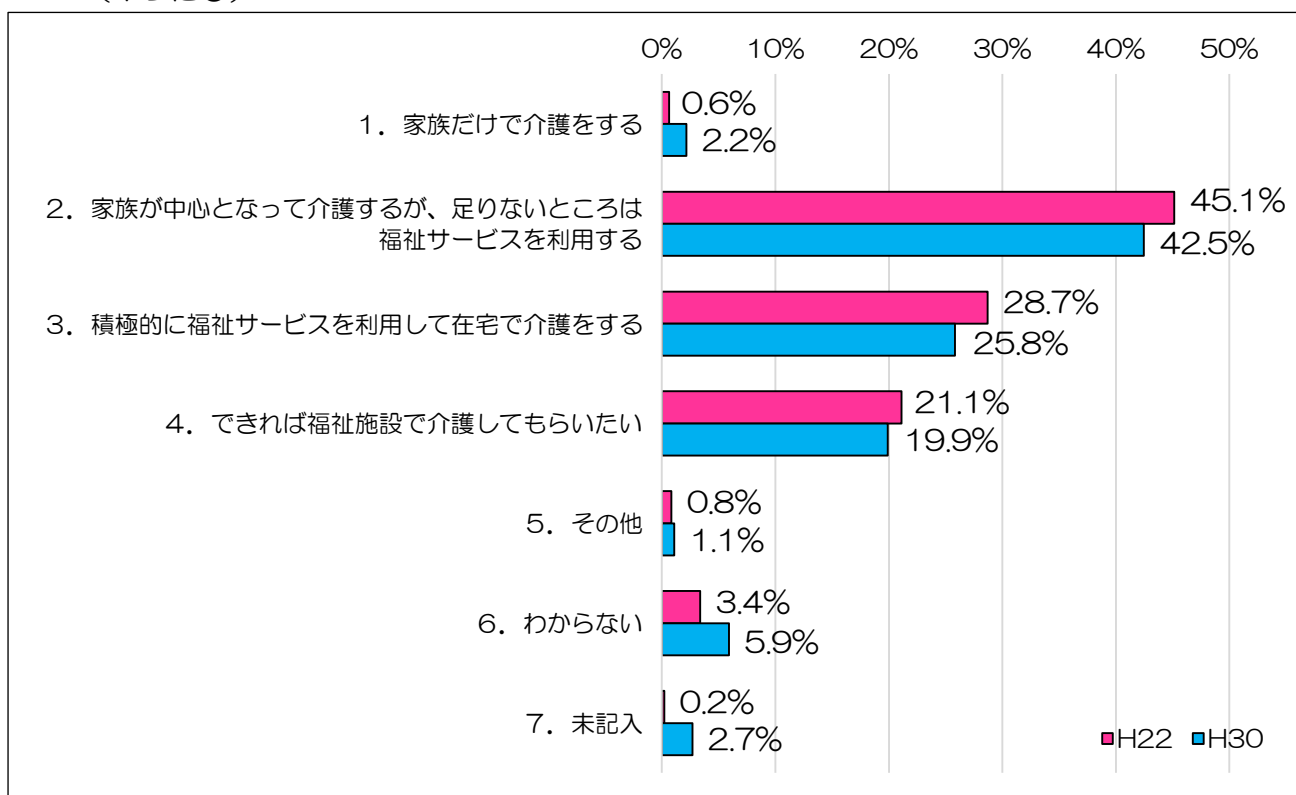
両年とも「行政・民生委員・町内会・社会福祉協議会の連携を深め、新たなネットワークをつくり、支援を行う」が最も多く、次いで「行政が要支援者名簿を整備し、行政が責任を持って支援を行う」になっており、行政が支援を行うことが求められています。

問10. あなたは、三沢市の福祉サービスや福祉施設などについて、どの程度ご存知ですか。



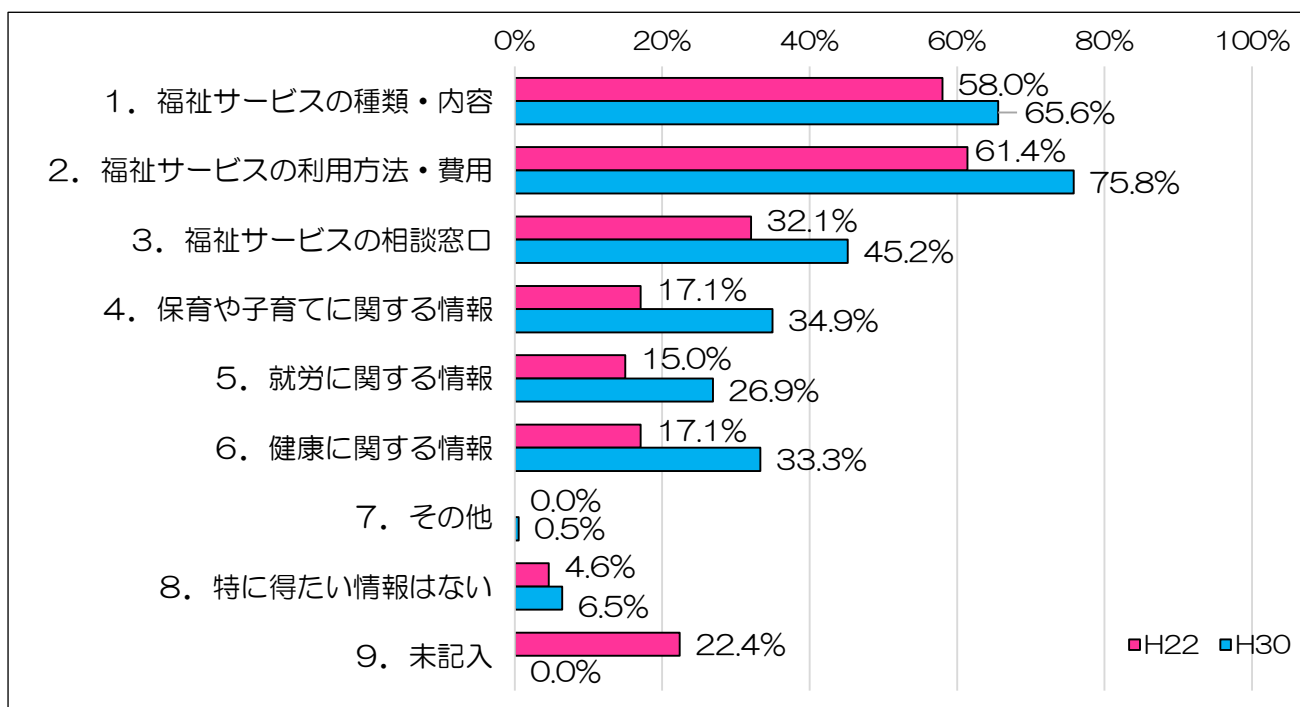
平成22年は「ほとんど知らない」が66%だったのに対し、平成30年では「ある程度情報と知識があると思う」が増加し「ほとんど知らない」は半数に減少しています。

問11. もし、あなたの家族のどなたかに介護が必要となった場合、どのようにしたいですか。
(1つに〇)



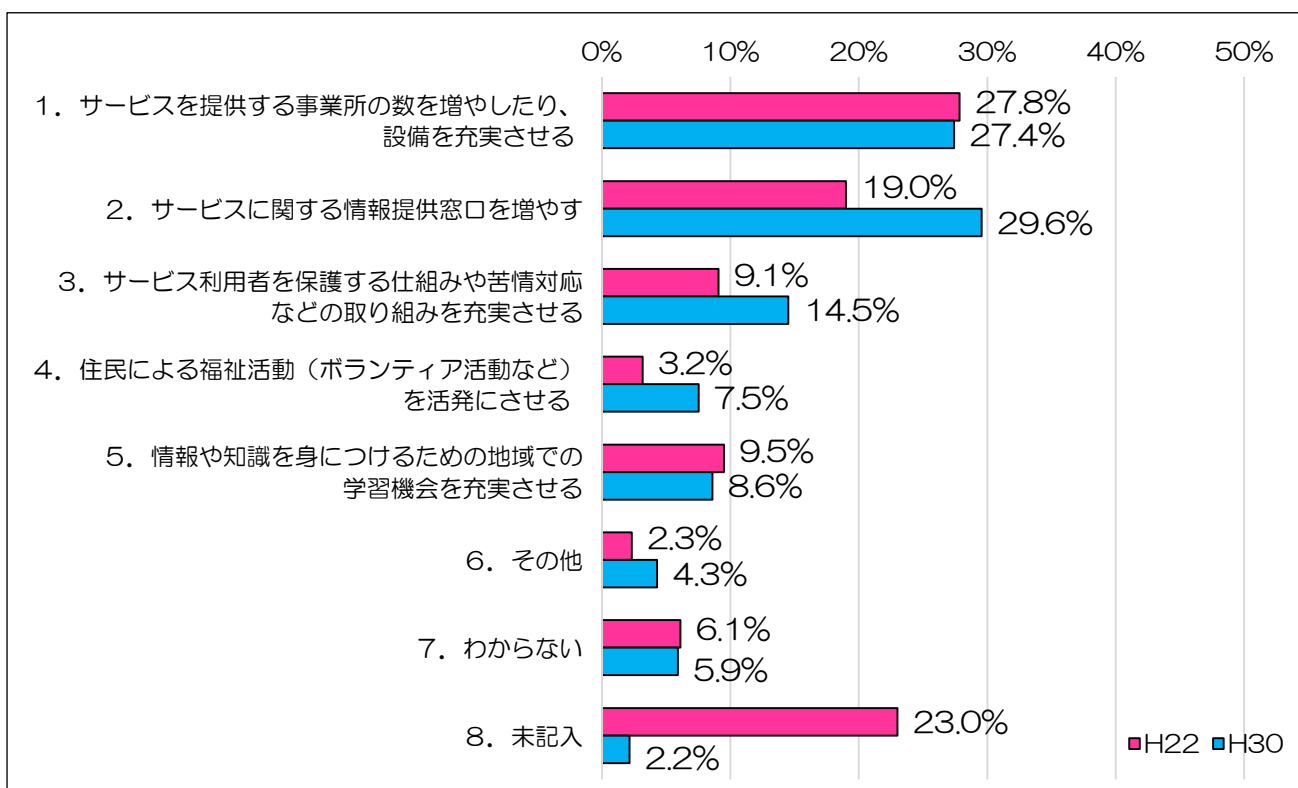
両年とも「家族が中心となって介護するが、足りないところは福祉サービスを利用する」と回答した方が最も多くなっています。在宅で介護をしたい方、福祉施設で介護をして欲しい方の割合は両年ともに大きな変化は見られません。

問12. あなたは福祉に関してどのような情報を得たいですか。(あてはまるものすべてに○)



両年とも、福祉サービスの利用方法・費用・種類・内容などが半数以上を占めています。

問13. 福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものは次のどれですか。(1つに○)



両年とも「サービスを提供する事業所の数を増やしたり、設備を充実させる」が3割弱を占めています。また、平成22年に比べ平成30年は「未記入」が著しく減少しており、福祉サービスを充実させる為に何が必要であるのかが明確になってきています。

第3章 基本理念と基本目標

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の施策体系

1 基本理念

子どもからお年寄りまでの生活を守る

すべての市民が年齢や障害の有無に関わらず、
健やかで安心して自立した生活を送ることが出来る
社会の実現を目指します。



2 基本目標

基本目標1：地域福祉の連携と推進

市民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康で、生きがいに満ちた生活を送ることができる地域社会の実現を目指します。

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平にサービスを受けられる体制づくり

個人の権利が尊重され、誰もが公平かつ適切な福祉サービスを受けられる体制の充実を図ります。

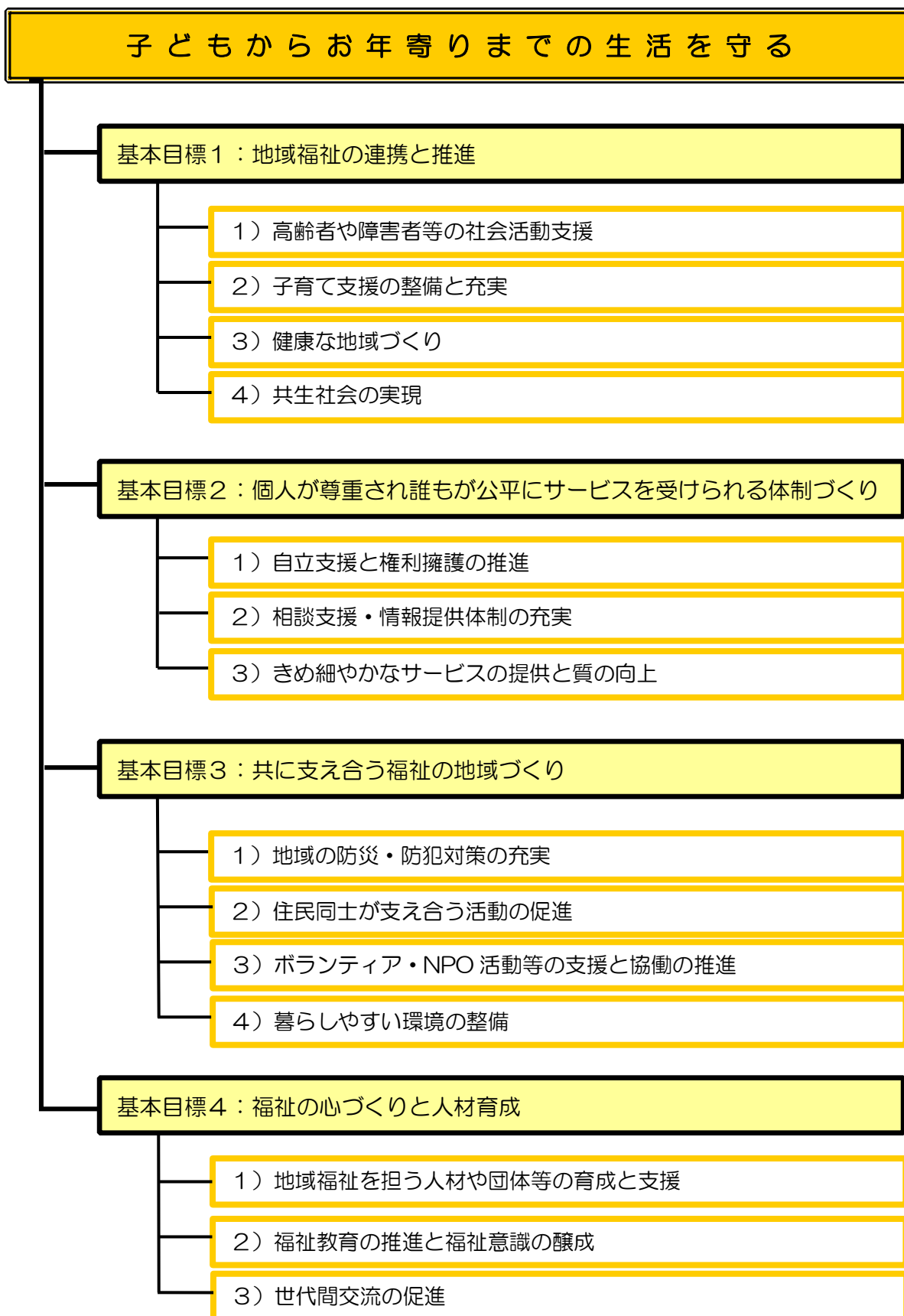
基本目標3：共に支え合う福祉の地域づくり

地域住民同士の支え合いや隣近所の助け合い、ボランティアやNPO等との連携、福祉サービス事業者の協力などにより、安全で、安心して、誰もが快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

生涯学習を通じた福祉教育の充実や、世代間交流の促進などにより、福祉への意識の高揚に努めるとともに、福祉を担う人材の育成を推進します。

3 計画の施策体系



第4章 推進施策

基本目標1：地域福祉の連携と推進

基本目標2：個人が尊重され誰もが公平にサービスを受けられる体制づくり

基本目標3：共に支え合う福祉の地域づくり

基本目標4：福祉の心づくりと人材育成

基本目標 1

地域福祉の連携と推進

1) 高齢者や障害者等の社会活動支援

身体機能の低下などの原因により、高齢者の閉じこもりなどが社会問題となっている中、高齢者の生きがいづくりや、知識・経験の地域への還元、障害者の就労支援などにより、高齢者や障害者等の社会活動の活発化を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	一般介護予防事業	介護予防が必要な高齢者を早期に把握し、要支援・要介護状態になることを予防するため「からだぴんぴん教室」や「介護予防講演会」「おらほの寺子屋」など事業を実施している。	介護福祉課
2	高齢者いきいきパス発券事業	70歳以上の高齢者の通院や買い物、社会活動などで、路線バスを利用する際の負担を軽減し、利便性を確保する。	介護福祉課
3	老人クラブ補助金支給事業	単位老人クラブに対し、活動育成及び社会活動振興に要する経費に補助金を支給し、活動支援するもの。	介護福祉課
4	自動車運転免許取得・改造事業	自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成する。	家庭福祉課
5	意思疎通支援事業	聴覚障害者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成講座を実施する。	家庭福祉課

6	精神障害者家族支援 なごみ	精神保健福祉ボランティア・精神障害者家族会とともに、家族が毎月一回集い、個別相談、学習会等を実施。	健康推進課
7	障害者の雇用・就労の支援	「就労移行支援」「就労定着支援」サービスを提供する事業者の確保に努め、ハローワークとの連携を強化することで障害者の一般就労支援の充実を図る。また、「就労継続支援」サービスを提供する事業所と連携し、一般就労が困難な障害者の就労の場の充実に努める。	家庭福祉課 産業政策課
8	地域活動支援センター事業	障害者の創作活動や生産活動の機会を充実させ、居場所づくりと交流促進を図る。	家庭福祉課
9	農業分野における障害者就労の促進	JA が試行している農業者との就労マッチングを支援することで、農業分野における労働力不足と、障害者就労を結びつける新たな取り組み。	農政課
10	市民生涯学習講座	文化芸術活動の振興を図りながら、市民の生きがいづくりのため、俳句、陶芸、油絵などの生涯学習講座を開催。	生涯学習課
11	生活支援・介護予防サービス体制整備事業	家事支援や生活支援、見守りなどの支援を必要としている高齢者等に対し、元気な高齢者等の地域住民の力を活かしながら、生活支援コーディネーターと協働し、多様な主体による多様なサービス提供を行う新たな取り組み。	介護福祉課
12	民生委員・児童委員との連携	各地区担当の「身近な相談相手」としての民生委員・児童委員が受ける、地域住民の生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなげ、課題が解決するよう支援する。	生活福祉課

2) 子育て支援の整備と充実

すべての子どもが健やかに育つ社会を目指して、妊娠期から切れ目のない支援のために、妊娠・出産・育児に対して多様化する保育ニーズの動向などを見極めながら子育て支援を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	地域子育て支援拠点事業	少子化や核家族化等の進行によって家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感を解消するため、地域拠点施設を整備し、親子が気軽に集い、交流ができる場を提供し、子育て相談や子育て支援サービスの情報提供を図る。	家庭福祉課
2	子育て世代包括支援センター事業	三沢キッズセンターそらいえにおいて、保健師・助産師を配置し、妊娠から子育てまで、切れ目のない相談・支援体制を整備する。	家庭福祉課
3	保育所地域活動事業	認定こども園・保育所・幼稚園で実施している地域交流事業等により、子育て中の親の孤立感や不安感を解決する。	家庭福祉課
4	こんにちは赤ちゃん訪問	保健師・看護師の赤ちゃん全戸訪問事業により、育児不安や産後うつ等の早期発見、児の健やかな成長を支援する。	健康推進課
5	子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に基づき、子育て世帯のニーズ調査と、子育て支援事業計画を策定し、地域資源を活用した子育て支援サービスの質の向上を図る。	家庭福祉課
6	ファミリーサポートセンターの充実	育児の援助を必要としている人と、育児の援助を行いたい人を組織化し、会員同士の相互援助活動を支援する。	家庭福祉課

7	発達障害児童支援事業	乳幼児健診や発達相談等から、発達支援が必要な児童と保護者に対し、遊びの広場や5歳児発達相談、ミニミニスクールを実施。早期に発達支援を行い子どもの発達を促し、保護者の育児不安の軽減を図る。	健康推進課 家庭福祉課
8	障害児通所サービスの給付事業	「放課後等デイサービス」「児童発達支援」などを提供する事業者の確保及び質の向上に努め、療育の場の充実を図る。	家庭福祉課

3) 健康な地域づくり

健康な地域づくりのために、福祉・保健・医療の各分野の連携を強化し、健康の保持・増進のための施策・事業を展開するとともに、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支える施策を推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	健康相談事業	生活習慣病予防や精神保健に関する相談など、心身の健康に関する個別の相談に応じて、日常生活における健康管理に必要な指導、助言をし、健康について気軽に相談できる場を提供する。	健康推進課
2	健（検）診事業	健康的な日常生活を送るために、40歳以上の方を対象に特定健康診査や各種がん検診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療につなげ健康の保持増進を図る。	健康推進課 国保年金課
3	健康ポイント事業	健康診査等の受診や健康づくり事業、介護予防事業などの参加者にポイントを付与することにより、市民の健康意識の向上及び健康診査やがん検診等の受診率向上を図り市民の健康の保持増進を推進する。	健康推進課

4	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする在宅高齢者のため、在宅医療機関と介護サービス事業者等の関係機関が連携を図り、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう推進する。	介護福祉課
---	---------------	---	-------

4) 共生社会の実現

年齢や性別、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し理解し合いながら支え合い、誰もが地域の中で充実感をもって働き暮らしていけるような地域・社会を目指します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	みさわハーモニープラン	職場、家庭、学校、地域など、あらゆる分野で性別に捉われることなく社会に参画し、自立的な生活を営むことによって、地域が維持され将来にわたって自分らしく安心して暮らせる町をつくる。	広報広聴課
2	心のバリアフリーの推進	共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合うことができるよう、合理的配慮を身につけながら、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」の取組を推進する。	政策調整課 家庭福祉課



基本目標 2

個人が尊重され誰もが公平にサービスを受けられる体制づくり

1) 自立支援と権利擁護の推進

生活困窮者等への早期支援と自立促進を図るとともに、年齢や障害の有無の区別なく福祉サービスを受けられる体制の整備や虐待等の防止に係る取り組みを推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを包括的に提供することにより、その自立を促進する。	生活福祉課
2	日常生活自立支援事業	高齢や障害（知的障害・精神障害）により日常生活の判断能力に不安がある方に対して、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりサービスを行う。	社会福祉協議会
3	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・判断能力が十分でなく、財産管理や福祉サービスの利用など自分で行うことが困難な認知症高齢者に対し成年後見制度市長申立などの利用支援に努め、後見人への報酬費用等の助成を行う。(高齢者) ・知的障害者又は精神障害者で、後見人等の報酬等必要となる経費について、補助を受けなければ成年後見人制度の利用が困難と認められる者へ、全部又は一部を補助する。(障害者) 	介護福祉課 家庭福祉課

4	権利擁護支援事業	何らかの問題を抱えて困難な状況にある高齢者に対し、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への防止を支援する。	介護福祉課
5	要保護児童対策協議会	関係機関との連携を図り、児童虐待予防、早期発見、早期対応を図る。	家庭福祉課
6	高齢者虐待対策事業	高齢者虐待対応マニュアルに従い、統一的な対応、虐待の早期発見・対応・関係機関との連携により、総合的な対策を講じる。	介護福祉課
7	障害者虐待防止事業	障害者虐待防止の体制整備、ネットワーク構築を図る。また、保健・福祉・医療関係機関の従事者に対する研修会等を行う。	家庭福祉課
8	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象として資金の貸し付けとそれに必要な相談支援を行い、世帯の自立と在宅生活・社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるよう支援する。	社会福祉協議会
9	たすけあい金庫貸付事業	低所得のために些少の出費等により生活困窮となった世帯に対し5万円を限度に必要な最低限の資金を貸し付け、当該世帯の自立更生を図る。	社会福祉協議会
10	居住に課題を抱える人に対する居住支援	高齢者、障害者、子育て世帯、低所得者などの住宅確保要配慮者に対し、関係機関と連携して、市営住宅や民間住宅などの住宅確保に向けて適切な支援を行う。	建築住宅課 家庭福祉課 介護福祉課
11	要・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・修学旅行費・学校給食費等の必要経費を援助することにより、義務教育の円滑な実施を図る。	学務課

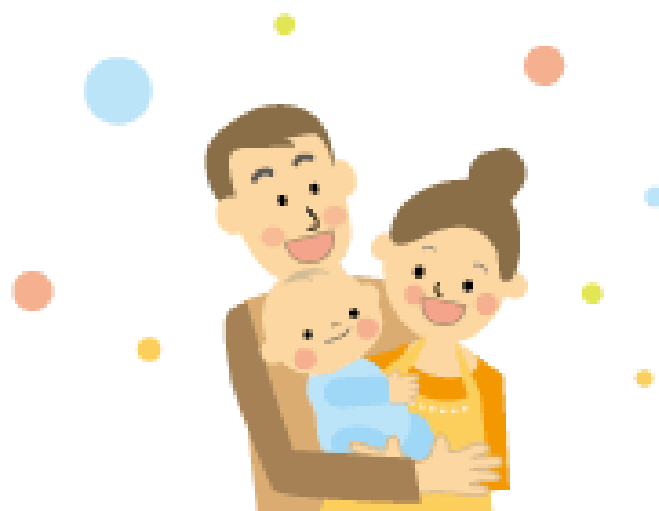
2) 相談支援・情報提供体制の充実

相談体制の周知に努めるとともに、複雑化・多様化する相談に対応するため、相談支援体制の充実を図ります。また、地域住民一人ひとりが福祉に関する情報を入手できるよう、情報提供に努めます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	総合相談・支援事業 (地域包括支援センター運営事業)	高齢者の総合的窓口として、多岐にわたる相談を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため心身の状況及び家庭環境等についての実態把握に努め、適切なサービス関係機関とのネットワークを構築し、利用につなげるための相談支援を行う。	介護福祉課
2	福祉総合相談事業	個人や世帯が抱える複合的な心配ごとや困りごと等、多様な相談に応じて課題解決のための包括的な支援を行う。	生活福祉課
3	障害者相談支援事業	専門の相談員による情報提供や助言、福祉サービスの利用支援、権利擁護のための必要な援助の提供を行う。	家庭福祉課
4	こころの相談事業	こころのケア相談・メンタルチェックシステム「こころの体温計」等を実施し、状態が深刻化する前の早期発見と相談体制を整備する。	健康推進課
5	りんごネットワーク相談会	弁護士、保健師等が借金とこころの問題にワンステップで対応できる相談会や関係者のネットワーク会議。	健康推進課
6	ふれあい相談事業	日常生活の不安や悩みごとに対して相談に応じ、関係機関と連携を図り解決に向けた支援を行う。	社会福祉協議会
7	各種相談所開設事業	無料法律相談、人権・困りごと相談、行政に関すること等を相談できる。	広報広聴課

8	子育て世代包括支援センター事業	三沢キッズセンターそらいえにおいて、保健師・助産師を配置し、妊娠から子育てまで、切れ目のない相談・支援体制を整備する。	家庭福祉課
9	民生委員・児童委員との連携	各地区担当の「身近な相談相手」としての民生委員・児童委員が受ける、地域住民の生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談内容に応じて、必要な支援を受けられる専門機関などにつなげ、課題が解決するよう支援する。	生活福祉課



3) きめ細やかなサービスの提供と質の向上

地域住民一人ひとりが求める福祉ニーズに柔軟かつ適切に対応するとともに福祉サービスの質の向上を図り利用しやすいサービスの提供体制を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	配食サービス事業	食事の支度が困難な一人暮らし高齢者等に対して弁当を配達し、食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否確認等の見守りを行う。	社会福祉協議会
2	障害福祉サービスの給付事業	障害者の地域における在宅生活を支援する「訪問系サービス」、通所によるサービスの提供により日常生活を支援する「日中活動系サービス」、住まい・夜間の生活を支援する「居住系サービス」の利用に係る費用を給付する。	家庭福祉課
3	意思疎通支援事業	聴覚障害者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成講座を実施する。	家庭福祉課
4	生活支援・介護予防サービス体制整備事業	家事支援や生活支援、見守りなどの支援を必要としている高齢者等に対し、元気な高齢者等の地域住民の力を活かしながら、生活支援コーディネーターと協働し、多様な主体による多様なサービス提供を行う新たな取り組み。	介護福祉課

基本目標 3

共に支え合う福祉の地域づくり

1) 地域の防災・防犯対策の充実

誰もが住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう、地域における防災体制や、防犯対策の充実を図ります。また、近年増加傾向にある消費者被害に対応する取り組みを推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	災害時要援護者支援事業	高齢者のみの世帯、重度の介護認定を受けている高齢者、重度の障害者について支援が必要と認められた方を要援護者台帳に登録し、災害時や緊急時において、支援や見守り活動等に活用するもの。	介護福祉課 家庭福祉課
2	避難行動要支援者避難支援	障害者・傷病者・高齢者・乳幼児・妊産婦・外国人等の避難行動要支援者の避難を想定した避難支援に係る計画、訓練を実施する。	介護福祉課 家庭福祉課
3	福祉避難所確保	災害時等において、高齢者・障害者などの要配慮者に対し、生活環境が良好に整えられている避難所の確保。	介護福祉課 家庭福祉課
4	緊急通報システム管理運営事業	日常生活において、一人暮らしの状態にある高齢者に対し、緊急通報装置を給付・貸与し、地域社会との連携により、火災・病気等の緊急時の対応、安否確認等を行い、日常生活においての安全の確保を図る。同時に各種の相談を受けるなど、孤独感の解消を図る。	介護福祉課
5	防災訓練	災害時等に要配慮者の良好な避難環境を確保できるよう、関係機関と連携して、訓練を行う。	防災管理課

6	防災知識普及啓発事業	研修・講演会・広報活動を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。	防災管理課
7	自主防災組織活動支援事業	自主防災組織の結成促進及び育成・強化を図り、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、救出、援護ができる体制づくりに努める。	防災管理課
8	地域防災計画等の策定	要配慮者に配慮した地域防災計画等の策定に努める。	防災管理課
9	新入学児童に対する防犯ホイッスル等の配布	児童に対する犯罪を未然に防止するため、全新入学児童に防犯ホイッスル等を配布する。	生活安全課
10	交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、学校等の依頼に応じて、歩行教室や自転車教室等の交通安全教室を実施する。	生活安全課
11	消費生活相談の実施	悪質商法等の被害に遭った場合や、事前防止のため、専門の相談員を配置し、消費生活相談を行う。	消費生活センター



2) 住民同士が支え合う活動の促進

地域住民の福祉活動への積極的な参画を促すとともに住民同士が支え合う地域活動の活性化を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	高齢者ほっとワーク見守り隊事業	民間事業者の協力を得て、訪問したお宅の異変について「いつもと違うかも？」と気づいたことに連絡を受け、安否確認などの適切な支援につなげていく見守り事業。	介護福祉課
2	住民主体通所型サービス	地域住民が主体となって、自主的な通いの場や介護予防体操、趣味活動などの地域の実情に応じた多様なサービスを提供する。	介護福祉課
3	福祉安心電話サービス事業	一人暮らし高齢者等の緊急時対応として緊急通報装置を設置する。併せて、近隣住民等の協力員による支援ネットワークを構築し、日常の見守り体制をつくり安心・安全な地域づくりを進める。	社会福祉協議会
4	ファミリーサポートセンターの充実	育児の援助を必要としている人と、育児の援助を行いたい人を組織化し、会員同士の相互援助活動を支援する。	家庭福祉課
5	地域学校協働本部事業	地域をよく知る方、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動。	生涯学習課

3) ボランティア・NPO 活動等の支援と協働の推進

複雑化・多様化する地域の課題への対応や市民による自主的な活動を行うボランティア等が活動しやすい環境を充実させるとともに、市民・事業者・行政の協働による取り組みを推進します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	ボランティア活動の促進	市内の個人及びボランティア団体のネットワークを構築するとともに、情報交換と交流を図るために、ボランティア連絡協議会を中心としてボランティア活動を促進する。	社会福祉協議会
2	協働のまちづくりの推進	少子高齢化が進むなか、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、市民と行政が協力する「協働のまちづくり」の推進を図る。 また、協働によるまちづくりを担う市民団体の活動を支援する施策を展開する。	広報広聴課



4) 暮らしやすい環境の整備

高齢者や障害者等、市民の誰もが生活に制約を受けず安心・安全に暮らしていけるよう、バリアフリーに対する意識の高揚を図るとともに、市民の誰もが生活上の移動に制約を受けず、安心・安全で快適に移動出来る環境を整備します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	自動車運転免許取得・改造事業	自動車運転免許取得及び自動車改造に要した経費を助成する。	家庭福祉課
2	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	共生社会の実現に向けた移動・住環境における取組を強化するため、店舗等ユニバーサルデザイン推進補助金の支給や、バリアフリーマスタープランに基づき、誰もが安心して生活でき、円滑に移動することができる住みやすいまちづくりを推進する。	政策調整課 他



基本目標 4

福祉の心づくりと人材育成

1) 地域福祉を担う人材や団体等の育成と支援

地域における福祉活動を推進できる人材の育成を進めるとともに、地域福祉を担う団体や事業者等が行う活動を支援します。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	住民主体通所型サービス事業への支援	地域住民が主体となっていく通所型サービス事業の立ち上げや運営費に対し、補助金を支給し活動を支援する。	介護福祉課
2	障害者等自発的活動支援事業	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、自発的に行う団体活動を支援する。	家庭福祉課
3	民生委員児童委員との連携	民生委員児童委員及び主任児童委員、福祉協力員を対象として研修を行うとともに、各種研究会等に参加し、委員の資質を高める。	生活福祉課
4	認知症サポーター養成事業	キャラバン・メイトが講師となり認知症やその対応方法について学習し、地域の中でさりげないサポートをする認知症サポーターを広く養成する。	介護福祉課
5	<ul style="list-style-type: none">ゲートキーパー養成講習会ゲートキーパーフォローアップ講習会	地域全体でこころの健康づくりを推進するため、身近にいる人の悩みに気づき、声かけ、つなぎ、見守ることのできるゲートキーパー養成のための講習会等を開催し、同時にゲートキーパーの役割を広く普及啓発する。	健康推進課

6	意思疎通支援事業	聴覚障害者等が、手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する。また、手話奉仕員養成講座を実施する。	家庭福祉課
7	市民大学一般教養講座	市民の多様な学習意欲に配慮するとともに、自発的な学習活動を促し、豊かな生涯学習社会を築くことを目的として講座を開催。	生涯学習課 中央公民館

2) 福祉教育の推進と福祉意識の醸成

福祉教育や福祉体験を推進することにより、福祉を必要とする人への理解と思いやりの心を育みます。また、健康づくりの啓発のための教室などを開催し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	三沢市民福祉大会	社会福祉の発展に功績のあった個人・団体・企業などを表彰し、感謝の意を表すとともに、地域福祉について考える機会として開催。	社会福祉協議会
2	社協まつり	福祉団体やボランティアの力を結集し、男女、年齢を問わずすべての市民が福祉について考え、地域の絆を強めるとともに、三沢市社会福祉協議会について市民の理解を深めてもらいながら、地域福祉の向上に資することを目的として開催。	社会福祉協議会
3	健康フェア	市民の健康づくりの意識向上を図るため、講演会や血管年齢測定・骨密度測定等の健康測定を実施するとともに各種健康相談等を行う。	健康推進課
4	児童・青少年に対する健全育成事業	ボランティア推進校と連携を図り、車椅子体験、高齢者疑似体験学習を行うことで、障害を持った人や高齢者等への思いやりの心を育てる。	社会福祉協議会

3) 世代間交流の促進

世代を越えた交流を進めることにより、高齢者の多様な経験や知識を次代に伝えるとともに子どもの思いやりの心を育てます。

【推進事業】

	事業名	事業内容	担当課／実施主体
1	夏休み・冬休み宿題おたすけ塾	小学生を対象に楽しい学びの経験を提供し、子どもの学習意欲向上及び文化振興を図るため、地域の人材を活用し、夏休みや冬休みの宿題をサポートする。	生涯学習課
2	地域学校協働本部事業	地域をよく知る方、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動。	生涯学習課
3	地域づくり活動支援	地域共生社会を実現させるため、高齢者、要支援者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成する地域づくりを支援する。	介護福祉課



第5章 計画推進のための方策

- 1 計画推進のための体制
- 2 計画の周知と進捗状況の管理
- 3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

1 計画推進のための体制

子どもからお年寄りまでの生活を守る

- 地域福祉計画に掲げる施策・事業の推進にあたっては、基本理念の実現に向け、地域福祉推進のための施策・事業を設定し、地域住民・事業者・関係団体・行政が協働して取り組んでいくものです。
- そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、各福祉団体との連携を図り、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。
- また、福祉サービス事業者との連携を深め、サービスの質の向上や、様々なニーズに適切に対応できる体制づくりに努めます。
- このように、地域住民・福祉サービス事業者・行政が相互に連携を図り、計画を推進していきます。

2 計画の周知と進捗状況の管理

- 地域福祉の推進には、住民や事業者や行政との協働が前提であり、より多くの住民に計画を知っていただくため、市の広報やホームページ等によりあらゆる機会を通じて、計画の周知に努めます。
- 本計画の進捗管理については、庁内関係部局と連携しながら執行状況や推進上の問題点を的確に把握し、「第3期三沢市地域福祉計画策定連絡調整会議」において進捗状況を管理し、見直しを図るものとします。

3 地域住民、事業者、行政の協働とそれぞれの役割分担

- 地域福祉の推進には、地域住民、事業者、行政が互いに連携し、適切な役割分担を図りながら一体となって取り組んでいくことが必要です。
- 以下に地域住民、事業者、行政それぞれの役割を明示し、努力目標とします。

(1) 地域住民の役割

- 自らの健康に関心を持ち、健康保持・増進に努める
 - 自らのライフプランの設計
 - 行政や地域福祉を推進する団体への参加、協力、連携
 - 福祉ボランティアなどへの参加
 - 地域住民同士の日常的な交流を深める
 - 見守り、声掛けなどの自主的な福祉活動
 - 災害時に備えた平常時からの準備
 - 地域福祉を担う人材の発掘
- など

(2) 事業者の役割

- 行政、地域との連携、交流
 - サービスの質の向上
 - 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
 - 災害時における要援護者の受け入れ
 - 福祉ボランティアなどの受け入れ
 - 相談機能、苦情解決制度の充実
 - 福祉サービスに従事する人材の育成
 - 働く場の提供及び就労環境づくり
 - 地域への貢献
 - ボランティア活動への支援・奨励
- など

(3) 行政の役割

- 地域福祉を推進する各種団体への支援
- 地域住民、福祉サービス事業者との連携、協働
- 市民ニーズの把握
- 福祉ボランティアなどの活動支援
- ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進
- 福祉教育の推進
- 福祉に関する相談体制、情報提供体制の整備
- 保険、福祉、医療等の連携の推進
- 地域福祉を担う人材及び福祉サービスに従事する人材の育成
- 権利擁護事業の推進
- 災害時における要援護者への支援

など



資料編

- アンケート調査結果
- 「第3期三沢市地域福祉計画」策定連絡調整会議設置要綱

○アンケート調査結果

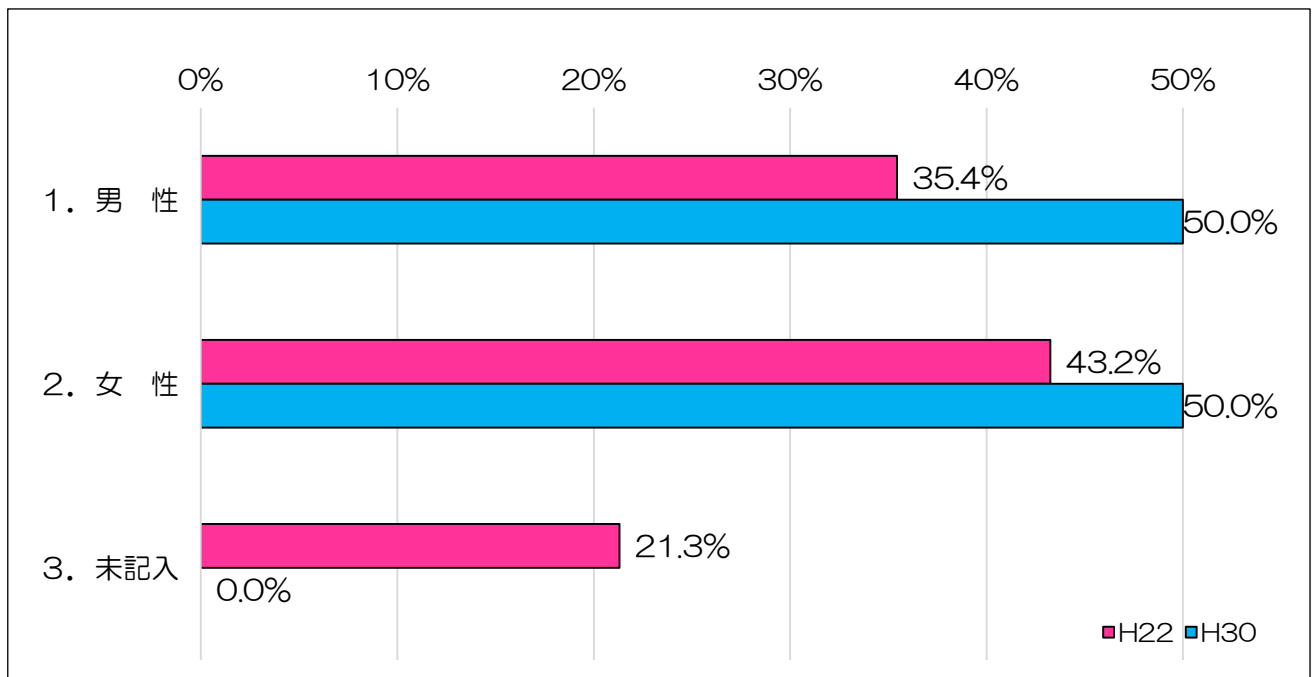
(平成 22 年度と平成 30 年度の比較)

【調査概要】

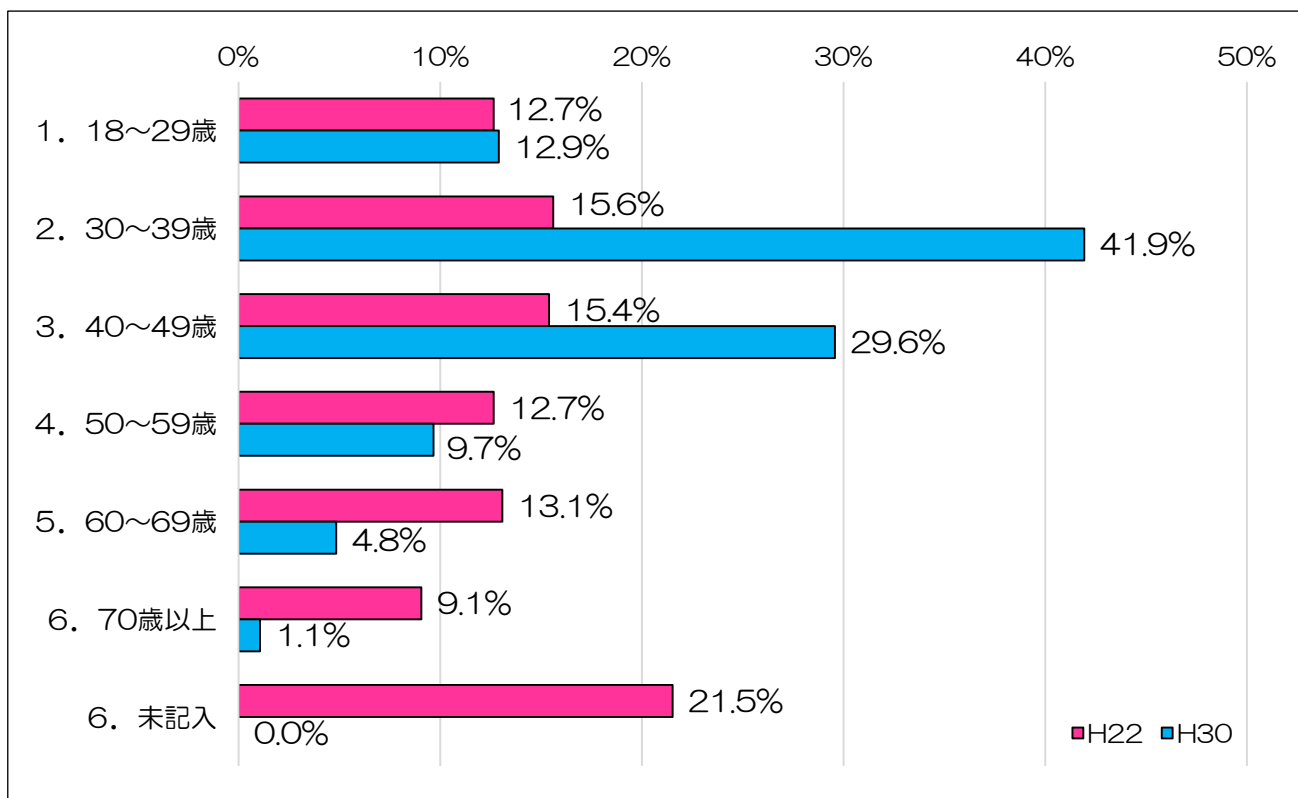
実施年度	平成 22 年度 (2010 年)	平成 30 年度 (2018 年)
アンケート方法	住民基本台帳から無作為抽出 1,000 名郵送	市内在住の市政モニター 329 名
回答者数	472 名	186 名
回答率	47.2%	56.5%

回答者の属性

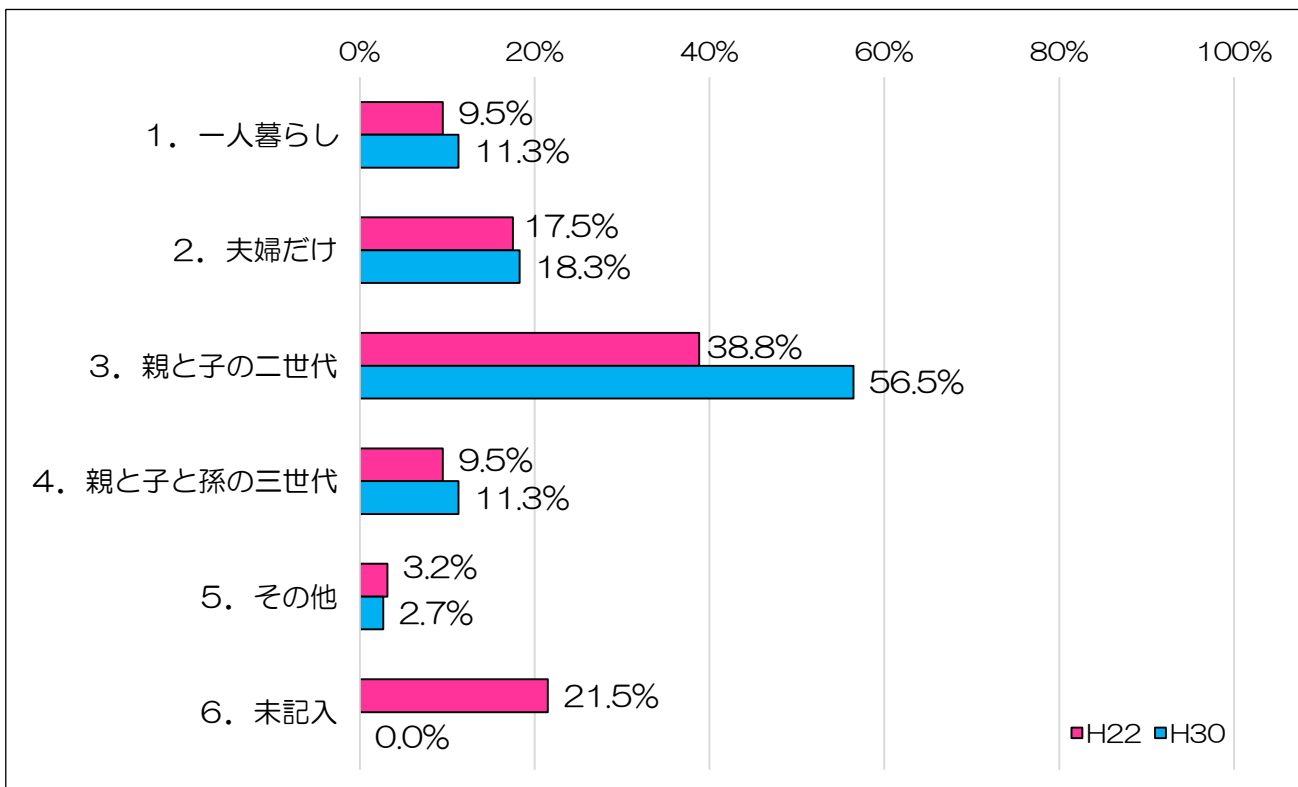
問1. あなたの性別をおうかがいします。(1つに○)



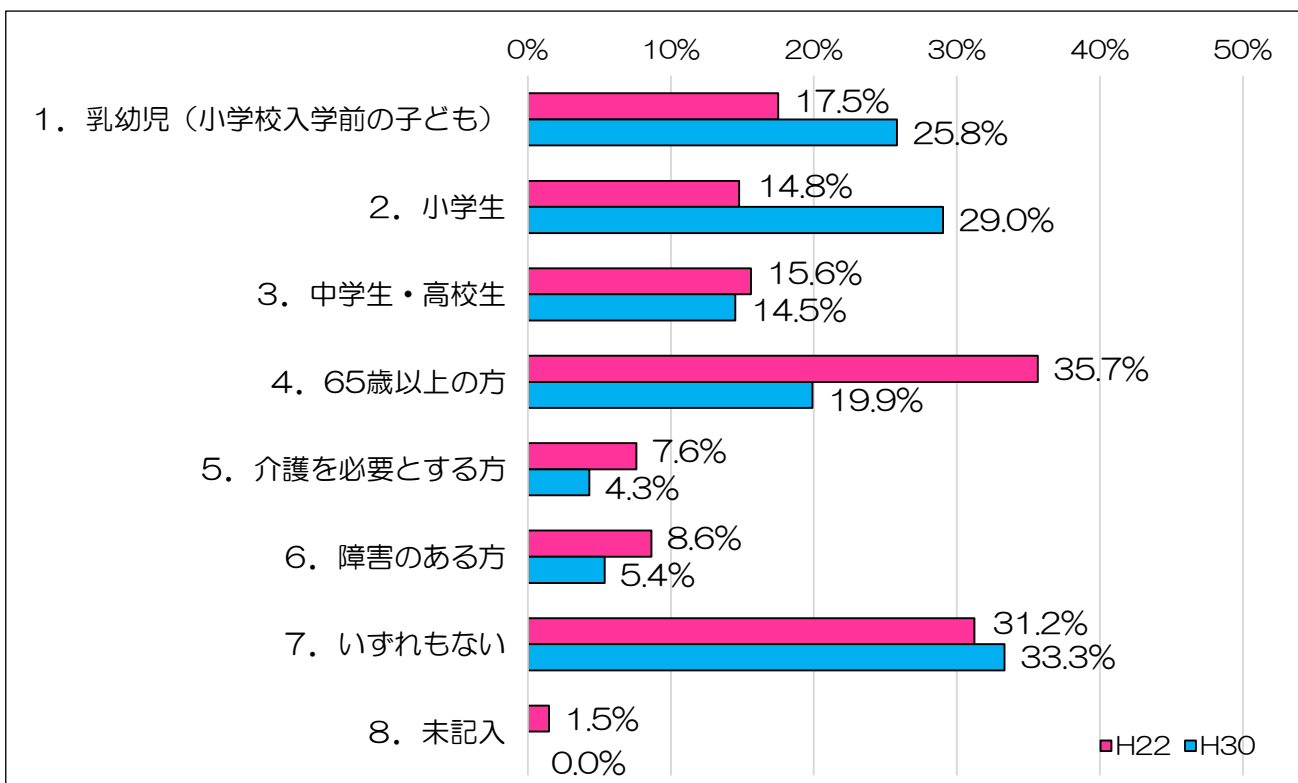
問2. あなたの年齢をおうかがいします。(1つに○)



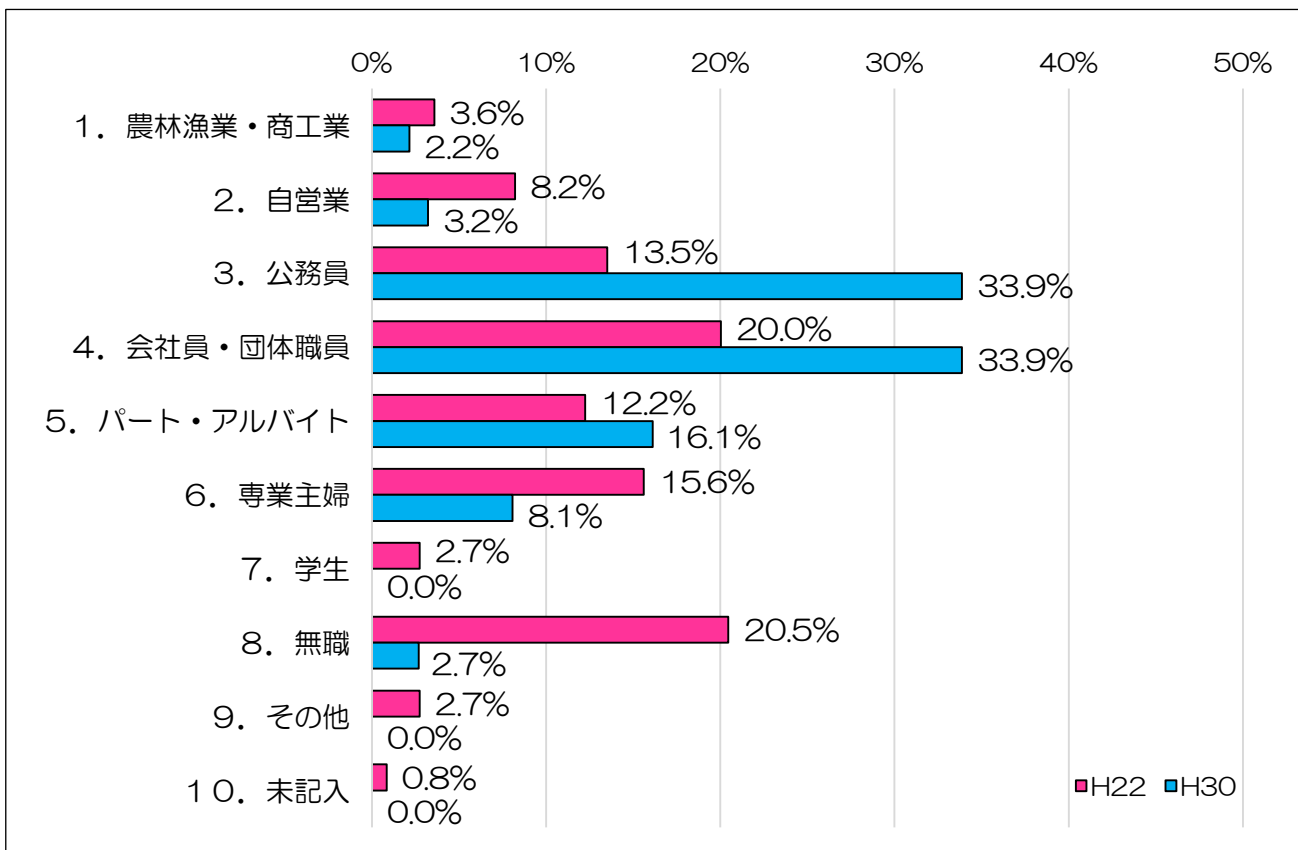
問3. あなたの世帯構成をおうかがいします。(1つに○)



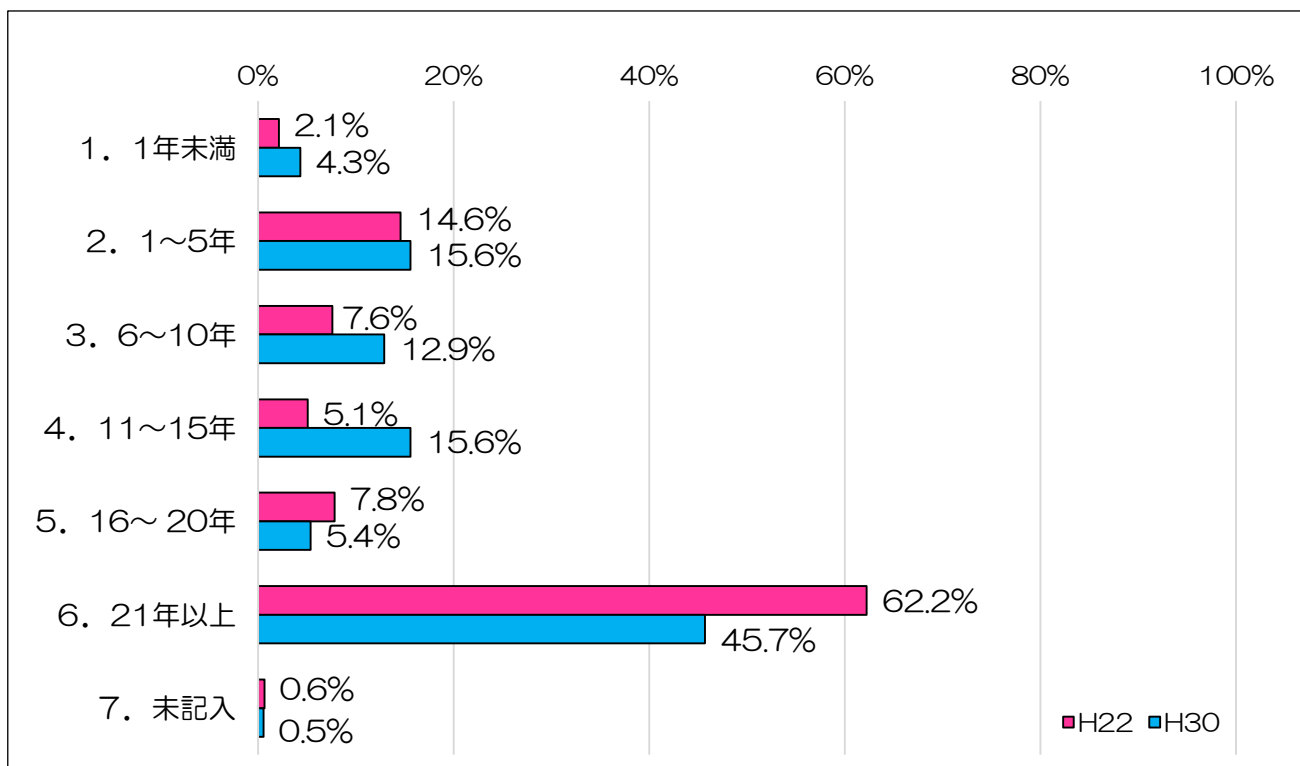
問4. あなたが同居しているご家族の中に、次のような方（あなた自身も含まれます）はいますか。



問5. あなたの現在の職業をおうかがいします。（1つに○）



問6. あなたは三沢市に住んでから何年ですか。(1つに〇)



「第3期三沢市地域福祉計画」策定連絡調整会議設置要綱

（設 置）

第1条 三沢市における地域福祉に関する計画（以下「第3期三沢市地域福祉計画」という。）の策定に当たり、庁内の連絡及び調整を図るため、第3期三沢市地域福祉計画策定連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 調整会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）三沢市地域福祉計画に関する事項
- （2）その他地域福祉推進に必要な事項

（組 織）

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は生活福祉課長をもって充てる。
- 3 委員は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、調整会議の事務を総括し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、会長の許可を受け、委員以外の者を代理出席させることができる。

（庶 務）

第6条 調整会議の庶務は、福祉部生活福祉課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、平成30年 7月 13日から実施する。

別表1

会 長	福祉部 部 長
副会長	福祉部 生活福祉課長
委 員	福祉部 介護福祉課長
委 員	福祉部 家庭福祉課長
委 員	市民生活部 健康推進課長
委 員	市民生活部 生活安全課長
委 員	総務部 防災管理課長
委 員	政策部 政策調整課長
委 員	政策部 広報広聴課長
委 員	経済部 農政課長
委 員	経済部 産業政策課長
委 員	建設部 建築住宅課長
委 員	教育委員会 学務課長
委 員	教育委員会 生涯学習課長

第3期三沢市地域福祉計画

発行 三沢市福祉部生活福祉課

〒033-0011 三沢市幸町三丁目11-5

電話 0176-53-5111 FAX 0176-53-2266

E-mail msw_seikatsu@misawashi.aomori.jp